

のやりくりをいたしたわけでございますけれども、その時点におきまして物理的にどうしても至難な状況でございましたので、私もよりは経験も貴様もございます水田氏をわずらわすことにいたしましたわけでございます。

資源問題というのは、ひとり外交問題ばかりでなく、経済各般にわたって非常にす野の広い大問題でございまして、いま政府与党のポリシーボードの責任を持たれておる方をわずらわすことは決して不自然ではないと考えたわけでございまして、決してこの總會を軽視したという意味ではないわけでございます。

しかし同時に、この特別總會で示された構想は、これから国際政治の場におきまして息の長い道程を経て逐次秩序の創建に取り組んでいかなければならない問題でございまして、今回だけの問題ではないわけでございまして、この資源問題が国際的な舞台において取り上げられる機会はいくつから多々あることと予想されておるわけでございまして、政府といたしましては、この問題につきましまして、終始その重要度にかんがみまして最大限の配慮を加えて、内外の期待にこたえるに足る代表団をもって対応してまいらなければならぬと考えておりますので、その点につきましては特別に御理解をいただきたいと思ひます。

○河上委員 これは、いま大臣も言われましたが、やはり派遣される人の貴様とかそういうような問題じゃなくて、当面の政治責任を負っている人が行くというのがたてまえじゃないかと思うのです。今後こういうようなミスを繰り返さないように対応いたしまして、資源總會——きょうは実は韓国における二学生逮捕事件について外務省の御意見を承りたいのでありますけれども、その前に国連資源總會の問題について二、三お尋ねをさせていただきますかと思ひます。

まず第一に、今回資源特別總會で採択されました宣言と行動計画に対する政府の態度、コメントはどういうものであるか、それを事務当局から伺いたいと思ひます。

○鈴木(文)政府委員 宣言につきまして、最終の本會議でいわばコンセンサスという形で採択されましたときに、日本の代表がこの中の三つの点につきまして意見表明を行なったわけでございまして、宣言それ自身は約二十の原則が入っておりますので非常に大部のものでございまして、その大部分については日本は賛成できるけれども、残った三点については一応日本の考え方を述べたいというところで申ししたわけでございまして。

第一の点は、天然資源恒久主権に関連いたしまして、開発途上国が国有化の権利を持つという点に関連してございまして。わがほうの基本的な考え方、従来の国連總會における資源問題の決議に表明されておりますように、開発途上国の資源を当該国の経済発展あるいは国民の福祉の向上のために利用し、処分する権利があるということに当然でございまして。ただ、これを国有化する場合には、その国有化のしかたについて問題があるという意見を表明してきたことは、前の外務委員会の席でも申し上げたかと思ひますが、国有化の場合には、国際法によつて問題を解決するのだということ、この恒久主権に関連して、一言で言えば日本の考え方として表明したわけでございまして。

第二の点は、価格のリンクといひますが、つまり開発途上国が輸出する一次産品の価格と、先進国から輸入する、主として工業製品の価格の相関関係を自動的にリンクしたいというのが開発途上国側の強い主張でございましたが、日本としては、そのような自動的なフォーミュラが必ずしも問題の解決に資するかどうか疑問である、むしろ交易条件の改善という形で、できるだけ先進国、後進国が共同の作業として、新しいフォーミュラを見つけるべきじゃないかという観点から、日本の考え方を述べたわけでございまして。

第三の特恵でございまして、開発途上国側の考へ方は、プリアレンシャルということばをよく使っておりますが、特恵的かつノンレシプロカル、つまり一方的な、開発途上国のみが受けるという意味のノンレシプロカルな特別待遇を先進国側は

義務として提供すべきであるという考へ方に立つたわけでございまして、わがほうの代表は、これについての意見表明は簡単に申し上げますと、開発途上国に対する何らかの特別な措置が必要であることは十分認識するけれども、しかしその特別なフェーバラルな措置は、可能であり、かつ適当の場合に初めて効果があるという意味の意見表明を行なったわけでございまして。

それから、行動計画につきましては、宣言を受けたかっこうで、非常に長い大部の包括的な項目を掲げておりまして、これについては、時間も十分なかったという関係で、審議が十分に尽くされたいわけでございまして。したがって、この行動計画がやはりコンセンサスで採択されました場合に、わがほうは、その中の幾つかの項目について留保ないし意見表明という形で日本側の考へ方を述べたわけでございまして。詳しいことは省略させていただきますが、たとえば原材料の問題あるいは一般貿易の問題、多角的貿易交渉の問題、それから国際通貨、開発融資の問題、あるいは技術移転の問題等の項目について、若干日本側の考へ方を述べたわけでございまして。

○河上委員 大体わかりましたが、この問題について、次のこれらの問題を含めてですが、国連資源總會は、今後作業は続けられると思うのですが、こういうような論点について、今後日本政府としてはどういうふうに自分の主張を伝えていくつもりなのか、それからまた、いつごろまでに国際的にこういう一つの結論が出るかと考へていらっしゃるのか。

○鈴木(文)政府委員 ただいま申し上げましたように、宣言と行動計画につきましては、各国の意見表明はありましたものの、一応コンセンサスというところで採択されておりますので、これはこれとして一応完結したものと考へております。

ただ、この行動計画に関連いたしまして、今度の會議で一番問題になりましたのは、最近の経済危機を契機として非常に困窮している開発途上

国、特に石油その他の一次産品の資源もない、非常に困った国がございまして、そういう国に對する特別な救済措置をどうするかということが非常に大きな問題になりました。したがって、この行動計画の議論の過程に起こりましたこの問題は、行動計画の一部というかっこうで、最終的に採択されたわけでございまして、これにつきましては、各国とも何らかの特別な措置をしなければならぬという点については、合意ができました。

ただ、その措置の中で一番核心になりますのは、特別の基金を各国の自発的提出のもとにつくる、そのために委員会をつくつて、今後その機構なり運営方法を検討させるということが、いわば宿題として残ったわけでございまして。この基金の機構その他の運営につきましては、いま始まつております経済社会理事會で審議をされまして、そこで各関係機関、特にIMFとか世銀とか、関連の国連機関の協力を得て、一つの仕組みをつくつて、それを来年の一月一日から発足させるといふことが一つの宿題として残されております。

○河上委員 それでは国有化については、その原則は認めるけれども、国際法にのっとつてやつてほしい、こういうふうな希望を出したということでございますが、最近ザイルですか、日本の会社国有化の対象になった事件もございまして、そういうような問題について、日本政府は、大体それを認めて、これで満足すべきものだと考へておられるのか。また、その他他ども知らない問題で、いろいろ起つておられるかもしれないけれども、そういう国有化はすでに行なわれているわけですね。そういう問題について、政府はどういう態度をとっておられるか。

○鈴木(文)政府委員 ザイルの問題につきましては、私も必ずしも所管でございませぬけれども、いまの国有化の問題との関連で申し上げますと、伝えられるところによりますと、国有化にあつて当該投資をしておる会社との間に話し合いを進めるということがあつたかと思ひます。つまり日

本が資源總會を含めまして、国有化の問題について関心を持っておられますのは、国有化の際の補償の額の決定あるいはその支払い方法、ないしはそれについて争いがあつた場合にどういう関係法規でこれを解決するかという点でございます。

その観点から申しますと、ザイルの件につきましては、当事者同士がこれから補償について話し合いを進めるといふに伝えられておりますので、当事者同士の満足のいく合意ができれば、日本側の考へている基本的な姿勢のワク内でおさまるのじゃないかというふうに思われます。

○河上委員 もし無償没収とか、そういうような問題が起きて、日本政府としては、これは国際法に合致しないというような判断をする場合には、いわゆる外交上の保護のような行動に出るのかどうか。

○松永政府委員 ただいまのザイルにおきまします、まあザイル化の問題に関連してのお尋ねかと存じますが、ザイル化の問題自体につきましては、これから関係者間で話し合いが行なわれるということであろうと存じます。したがって、その話し合いの推移を政府としてもよく見守つていきたいというふうに考へてゐるわけでございます。

仮定の問題としまして、いま御質問がありましたように、たとえば無償の没収というようにことが行なわれるという事態が、もしかりに出てまいりますれば、それはいわゆる私権ないし財産権というものが無視されるという結果が出てまいりますので、その際には、政府としても、相手国政府に對して、しかるべき申し出その他を行なうということになるかと思ひます。

○河上委員 過去の歴史においては、無償没収という例はあるわけですが、これはもちろん今日の開發途上国の要求とは違つて、いわゆる革命が起つたときに、すでにそういう事例があるわけですが、そういうことがしばしば、たとえばソ連の場合などはシベリア出兵というような問題を引き起してゐるわけですし、そういうようなことが

ないようにするということは、これは非常に重要なことだと思ふのです。そういう保障を求めるといふ原則を一方で持ちながら、そういうような危険がないようにするにはどうしたらいいか、そういうようなことについて政府はある程度の準備といたしますか、そういうものはありでしょうか。

○松永政府委員 それは一般論として申し上げますれば、国有化あるいはザイル化のように、アフリカ諸国において近時かなり見られる現象でございますけれども、そういう事態が起りました場合には、これは国連におきまして議論されましたように、国有化そのものはその国の主権の問題として決定されるべき問題であらうというふうに考へておるわけでございます。

したがって、それに伴つて行なわれます保障その他の問題も、第一義的にはその国の国内法に從つて行なわれるべきものであらうというふうに考へておるわけでございます。

したがって、あらかじめそういう事態を予想して、それに備へて政府がいろいろな措置をとるといふことは、必ずしも適當ではないのではないかと。もし万が一にも財産権が尊重されないというような事態が出てきますれば、それに対応して、その事態に相應するしかるべき措置を講じていくというふうに考へるべきではないかと存じております。

○河上委員 いまの局長の御答弁は、ある意味においては、ある特定の状況下に當てはめて考へた場合には非常に重要な発言になるおそれもあると思ふのですが、いまそういう仮定のことであまり強くないいろいろな言つてもどうかと思ひますけれども、一応その御答弁は留保させていただきます。

次に、今資源總會では、領海の問題も若干議論されたように聞いておるのですけれども、日本政府は領海につきまして最低限度十二海里説というものを大體認める方向にあるわけでしょうか。

○鈴木(文)政府委員 領海の問題は、今次の資源總會では全然議論されておられません。それだけ申し上げておきます。

○河上委員 今度は海洋法會議が近くそうこうしているうちに開かれるわけですが、領海の問題については、大體いま政府はどのような態度をとっておられますか。

○松永政府委員 國際法上確立されております領海の幅員は三海里であるという立場をとつております。

○河上委員 しかし、十二海里説が有力になる、そういう場合に日本政府だけ三海里説でがんばり通せるかどうか、その点はどうですか。

○松永政府委員 御指摘のごとく、現在多数の国が三海里以外の六海里でありますとか、十二海里あるいはそれ以上の国の領海を主張しております。三海里の領海を主張し、その制度を実施している国は、世界各國の趨勢の中においては少数の国になりつゝあるというのが現実でございます。

そこで政府といたしましては、國際的な合意、条約あるいは協定等によりまして國際的な合意によつて領海の幅員が変更されるということがなされば、これについて異議を唱へない、また日本国としてはそれに從うという方針でございます。

○河上委員 もし十二海里説が國際的に認められ、日本政府もこれに從つた場合、津輕海峡は、これは十二海里説でいきますとどういふことになるか。

○松永政府委員 その場合は双方からの十二海里で海峡が埋まりますから、いわゆる國際海峡になるわけでございます。

○河上委員 その場合の航行の自由は、たとえば外國軍艦の航行の自由というのはどういふようになりますか。

○松永政府委員 これも實は一般論として申し上げます。御了承をいただきたいと存じますけれども、國際海峡におきまして外國の船舶ないし軍艦の通航をどう規制していくかという問題につきましては、まさしく來たるべき海洋法會議においていろいろな議論が行なわれるものと想定いたしております。

大きな海洋國側といたしましては、なるべく航行の自由、まあ公海におきましますような航行の自由に近い自由というものを確保していきたいという要請があるのに対して、沿岸國側の要請をいたしましては、航行の安全でありますとかあるいは公害問題、海洋汚染防止のための規制といったような観点から相當な規制が加えられるべきであるという要請が出てまいるわけでございます。その間におきましてどういふバランスをとつて通航ないし航行の問題を調整していくかというのが、來たるべき海洋法會議におきまして大きな問題点になつて議論されるだらうと思つております。

政府といたしましては、各國の主張、論議を十分聞きながら、慎重に對処してまいりたいと思つてゐるわけでございます。

○河上委員 この津輕海峡の場合は、アメリカの軍艦であればこれは日米安保條約で自由に航行できると思ひますけれども、それ以外の國の軍艦の場合は、もしこの十二海里説をとつた場合には、いまおっしゃつたように埋まつてきますから、そういう場合、どういふような状況になるのでしょうか。これは仮定の問題だと言われればそれまでですけれども、間もなく海洋法會議でそういう方向が打ち出されることはもうほぼ確実なわけですので、何つておきたいと思ひます。

○松永政府委員 これも一般的に申し上げざるを得ないわけでございますけれども、一般的に考へ方といたしましては、現在の津輕海峡がかりに日本の領海になるといふ場合には、外國の軍艦がそこを通過いたします場合には、いわゆる無害通航の問題として處理していくことになるかと考へられます。

○河上委員 それでは資源總會についての質問はこの程度にさせていただきます。この前、すでに外務省でも御承知と思いますが、韓国において二人の日本人の學生の方が逮捕せられた。そしていまだに身柄の自由を保証できないでゐる。また、その身が安全であるかどうか日本政府としては確認できていないように伝えられておるのでございますけれども、この問題について少し伺いたい

と思います。

これはまことに、日本人が外国へ行きまして、このように一言の弁明もできずに逮捕せられるというような事態が起こりますことは、この二人の学生の方だけの問題ではなくて、日本人全体の問題だと思っておりますが、まず、この緊急措置令、この二人の学生が逮捕せられた理由というのは、政府としてはどのように確認しておられるのでしょうか。

○高島政府委員 在韓日本大使館がこの兩名につきまして韓国当局が任意取り調べを行なっているということを知りましたのは四月八日でございます。それ以後韓国政府は、当初、緊急措置第四号違反容疑で任意取り調べをしておるので、これによって処罰するということには、まず九〇％ぐらいならぬだろうと思つておりましたが、ごく短時間の間取り調べをするのでそれに協力してもらいたいという話がございます。わがほうとしましては、韓国側のパブリシティをなるべく与えないで早期に解決するという方針を一応信頼いたしまして、事態を静観して、随時韓国政府に對しまして早期解決を要請してまいつた次第でございますけれども、その後韓国政府当局は、新事実、新しい重大な容疑を発見したということでございまして、二十二日兩名を逮捕することになったという通報を受けました。

現在まで韓国政府側から説明を受けた範囲内で兩名の違反容疑を御説明いたしますと次のようになります。ただ、これにつきましては、わがほうとしてはまだ具体的な事実等についても説明が十分でないの、いまなお具体的な事実及びその事実がどういふふうに緊急措置第四号と関連するかという点につきまして説明を要請いたしております。そういう条件のもとで、現在までわがほうがかつております兩名についての緊急措置第四号についての違反容疑というものを御説明いたします。

まず、太刀川氏につきましては、昨年末以来いわゆる全国民主青年学生総連盟の指導者である李

哲と接触してきた。そうしまして四月一日、同じく総連盟の指導者柳寅泰にデモの計画を聞いた。この点につきましては、わがほう大使館員が四月十二日に兩名に面会した際に、本人からも確認いたしております。

それからまたこの点は確認いたしておりませんが、けれども、韓国政府側の捜査の結果といたしまして申し述べておりますことは、この太刀川氏が金を与え、活動計画を支援した、そうして暴力革命の計画を激励、扇動したということについております。それからさらに四月三日、デモの現場写真をとり、ピラを携行した。この点はわがほう大使館員が本人から確認いたしております。五日、当局に通報することなく出国しようとしたという事実がございまして、この点も本人から確認いたしております。

なお別な問題で、太刀川氏はいわゆる観光ビザで韓国に入つておりました。学生デモその他の取材活動を行なつたことは韓国の入国管理法違反であるということでございます。

それから、早川氏につきましては、やはり同様に昨年末から、先ほど申しました全国民主青年学生総連盟の柳寅泰及び李哲と数回接触しているというところでございまして、特にこのうちの柳寅泰氏に接触しているということにつきましては本人も確認いたしております。四月一日太刀川氏にデモの情報伝達し、太刀川氏に柳寅泰を紹介した。これも本人が確認いたしております。

それから先ほどの太刀川氏と同じことでございますけれども、金を与え、活動計画を支援した。またさらに暴力革命の計画を激励、扇動したと申しております。四月三日、デモの現場でピラを太刀川氏に手交した。この点は本人も確認いたしております。

なお、早川氏は柳寅泰氏が学生運動の指導者であることは知っていたが、全国民主青年学生総連盟という組織の最高指導者であるということは知らなかったというふうに述べております。

○河上委員 いまの逮捕理由は、これはほとんど全部向こう側が言つておることでございますね。

○高島政府委員 いま私が本人も確認しておりますと申しましたことは、わがほう大使館員が本人に面会した際に本人から確認したことでございまして、

○河上委員 いま本人から確認したということも局長は何度も言われたのでありますけれども、それはどなたがどこで面会して確認をしたのか、聞いたのか。

○高島政府委員 これは大使館員の担当官でございます手島書記官というのがございまして、これが任意取り調べ中に兩名と治安局で面会することができまして、その際、兩名からいろいろそういう話を聞いたときに本人から確認したということでございます。

○河上委員 その手島一等書記官ですか、その方は、駐韓日本大使館員でございますね。

○高島政府委員 そのとおりでございます。

○河上委員 その方は外務省の方ですか、それとも他の機関からの出向の方ですか。

○高島政府委員 大使館の館員というのはすべて外務省の職員でございます。そういう意味で、手島書記官も外務省の職員でございます。

○河上委員 いわゆる外交官試験を通過して行かれた方ですか、それとも他の役所からの出向の方、これはたくさんおられるわけで、通産省からも、いろいろなところから行つておられると思うのですが、そういう方ですかということを知つておるわけですか。

○高島政府委員 警察庁から外務省に出向しまして、外務省から大使館の館員、一等書記官として勤務しておる人でございます。

○河上委員 局長に重ねて伺いますけれども、そういういたしますと、そのお二人に接触しておる方はその手島書記官ただ一人でいらつしやいますか、それともほかにも大使その他の大使館員の方が接触しておられますか。

○高島政府委員 現在までこの兩名に大使館の館員が面会できたのは四月十二日手島書記官が一回だけでございまして、そういう意味ではかにはございません。

○河上委員 そういたしますと、大使館員が接触されたのは四月十二日ただ一回であるということと、そして正式に逮捕に切りかえたあとは全く接触できないということ、それから大使館員で接触しておられる手島書記官は警察庁の出向の方である、そういうことはいまの御答弁で確実と思ひますけれども、いかがですか。

○高島政府委員 そのとおりでございます。ただ、大使館員がこの兩名に面会する問題につきましては、再三再四韓国政府側に要請いたしておりますが、現在まだ成功いたしておりませんけれども、韓国側の言い分では、逮捕されてから送検するということになるまでの間の面会というものは非常にむずかしいという話でございますけれども、わがほうといたしましては、やはり何といたしてもこの兩名の容疑事実をはつきり確認する必要がある、どういふ理由で逮捕され、どういふ理由でこれから処遇されるかという問題については非常な関心を持っております。何といたしてもこの事件の早期解決ということを目的として、早く面会するように要請いたしておりますが、先方は現在のところ、弁護人を選任し、弁護人ならば面会できるようにするということでございます。いまだに大使館員による面会というのは成功いたしておりません。

○河上委員 それで、いま手島一等書記官が本人から確認したという内容は、韓国政府から通報のあった内容の一部と全く一致しておるのか、それともそれは全く新しい、大使館員なるがゆえに聞かれた一つの新しい情報であるのか、その辺のことを、ちょっとわかりにくかつたので確認したい。

○高島政府委員 先ほど私が申しました本人も確認しておりますという点につきましては、これは全体の容疑事実の一部でございまして、むしろ韓国側が重要な新しい容疑と申しておりますのはそういう点じゃなくて、先ほど申しましたように、

金を与えたりあるいは活動計画を支援したり、暴力革命の計画を激励、扇動したと韓国政府が言っておるその点が韓国側のいう重大な客観という点とでございまして、私もどなたもいたしましてはこの点を実は問題にしておりまして、どういふことを具体的にいつやったのかというのを確認する必要があると思っておるわけでございまして。

○河上委員 そういたしますと、日本政府としては、逮捕理由の全貌について、通報されたものをもつて事実と合致しているかどうかまだ確認はしていない。確認は急いでおるけれども、確認していない。

その問題と、もう一つは、それは妥当なものと考えるかどうか、ですね。日本政府としては、これは非常に妥当していない、逮捕に当たらないと考へて釈放の尽力をしておられるのかどうか。その辺の判断はいかがでございましてか。

○高島政府委員 これは、この事件はあくまでも韓国内部で起った事件として処理されているわけでございます。わがほうといたしまして、この兩名がどういふことをいつやったかという点については何ら材料を持っておりませんので、一切の予断を持っておりません。ただ、しかし、兩名はいずれにしても日本人でございまして、韓国では外国人でございまして、そういう人たちが緊急措置というやうな法令に違反してどういふ目にあつてゐるというところは、何としてでも早く解決して、この事件に終止符を打つということが必要なのでございまして、そういう観点から努力してゐるわけでございまして、特別な予断を持ってどういふことしているというところは実はしておらないわけでございます。またできない相談でございまして。

○河上委員 いま局長のお話でございましてけれども、内政干渉にわたるおそれがあるというやうなこと、あるいは向こうがきめることだからというやうなお話でございまして、それでは日本政府がこの問題について登場できる要件は何か。つまり、外交保護権を行使できる構成要件は何と考へるか。こういうやうな事態だから日本政府はいま

言つたやうな問題、外国で起つた事件であるけれども、日本政府としてはこういう条件を整へば外交保護権を行使できるのだという一つの構成要件があると思つてゐる。そういう構成要件は何だと思へるようになっておられますか。

○松永政府委員 一般国際法上の問題としてのお尋ねでございましてけれども、いわゆる外交保護権を發動いたします要件ないし基準といたしましては、自国の国民が相手国において十分な国内法上の救済が得られないとか、あるいはその手続、国内法を適用されるにあたりまして不法あるいは不当な取り扱い、あるいは非人道的な待遇を受けるというやうな事態が起りますれば、これは外交保護権を行使して相手国政府に申し入れをし、そういうやうな事態を修正してもらうという措置を講じてもらうというところであらうと存じます。

○河上委員 いまの御答弁、ある意味では一般論でございましてけれども、非常に重要なことですので伺つておいたわけですが、いままでも韓国政府は日本人の逮捕について正式に通告する慣例を持つてきたかどうか、いままでもやみくもに逮捕してそれきりである。関係者がどうもいなくなつたからというのでいろいろ調べてみたら、逮捕されたという正式に通告してきたのかどうか、それを伺ひたい。

○高島政府委員 いま先生がおつしやつたやうに、日本人が逮捕されても何ら通告を受けないというところはございせん。逮捕された際には必ず大使館員に對しまして通報がございまして。

○河上委員 それでは今度はソウルの大使館あるいは釜山の総領事館は面会を正式に要求してきたのか、それともいまだのところ文書その他でなしに口頭、まあともかくはつておけないのでやつておるといふことであります。それともやや抗議めいた形で正式な要求をしておられるのでしょうか。

○高島政府委員 これは先ほどの外交保護の問題とも関連いたしますけれども、要するに邦人が

韓国政府当局によつて逮捕されて取り調べられてゐるという場合に、実際にほんとうにそのやうな逮捕に該当するやうな客観的事実があつたかどうか、それからその場合におきましてもおかつ公正な待遇を受けてゐるかどうか、そういう点につきましてとにかかますやうな情報を確實につかむことが必要でございまして、そういう観点から正式に面会の要求をしておるわけでございまして。これは文書によるというところは必ずしも要件でございせん。大使あるいは大使館員が韓国政府当局に對しまして兩名との面会を正式に要求してゐるというところでございまして。

○河上委員 領事関係に関するウィーン条約というものがございまして、その三十六条の(b)項、(c)項によりますと、このやうに書いてあるのです。

「接受国の権限のある当局は、派遣国の領事機関の領事官管轄区域内において、派遣国の国民が逮捕された場合、裁判に付されるために抑留若しくは留置された場合、又はその他の方法により拘禁された場合において、当該国民の要請があるときは、その旨を遅滞なく当該派遣国の領事機関に通報しなければならぬ。逮捕、抑留、若しくは留置又は拘禁されている者から領事機関に於てたいかなる通信も、接受国の権限のある当局により、遅滞なく、送附されなければならない。同当局は、当該者がこの規定に基づき有する権利について遅滞なくその者に告げなければならない。」これは(b)項です。

それから(c)項は「領事官は、抑留、留置又は拘禁されている派遣国の国民を訪問し、その国民と面談し及び文通し、並びにその国民のために弁護人をあつせんする権利を有する。領事官は、さらに、判決に従ひその管轄区域内において抑留、留置又は拘禁されている派遣国の国民を訪問する権利を有する。ただし、領事官が自己のために行動することに對し、抑留、留置又は拘禁されている国民が明示的に反對するときは、領事官は、このやうな行動を執らないものとする。」こう書いてあるのです。

これからいいますと、今回逮捕せられたお二人の方について韓国政府は直ちに日本政府に通報しなければならぬし、また日本の領事館員も直ちにこの接触を開始しなければならぬ、こういうふうになつてゐるわけですが、またいろいろ手紙などを今回の場合でしたら手島一等書記官に託するとか、そういうやうなことがあつてもしかるべきだと思つておりますが、ここに規定されているやうなことがいまのところ行なわれておるのかどうかです。

私、よくこれを見ましたら、残念ながら日本政府は批准してゐないのです。加入してゐないのです。おそらく韓国も入つてないのかもしれない。しかし、これは一つの国際慣例として当然認めてゐるのではないかと私は思ふのですが、その点いかがでございましてか。

○松永政府委員 御指摘ありましたごとく、領事関係に関するウィーン条約、日本も韓国も両方とも当事国でございせん。ですから現在のこの条約関係は、日韓両国間においては働いていないという状態でございます。この領事に関するウィーン条約の規定、全部ではございせんけれども、国際法上すでに確立された原則であるというふうにはいえないと存じます。

いま御指摘がございましたとせば面会する権利を有するといふ点について申しますと、一般国際法上、接受国が派遣国の領事官あるいは外交官からの面会申し入れに對して、これに応じなかつた場合に国際法の義務違反であるといふところまでは、いま現在の国際法のもとにおいては言ひ切れなないのではないであらうか。ただわが国が結んでおります領事条約、アメリカ、ソ連あるいはイギリスと結んでおりますけれども、領事条約の中にはこの種の規定がございまして、また多くの国の間で結ばれております領事条約におきまして、こういう種類の規定が設けられておりますから、漸次この種の規定が国際法上実定法として固まりつつある、そういう方向に向かつてゐるといふことは言えるかと存じます。

ただ、現在の時点におきまして、これがすべての国に適用される国際法上の確立された原則であるところまでは言い切れないのじゃないか。現に、たとえばソ連との間でございませうけれども、私の記憶しておりますところでは、領事条約が締結されますまでは、ソ連で逮捕されました日本人に対する面会の申し入れは、ソ連側がなかなか応じてくれなかったわけですが、領事条約が締結されてからは、そういう状態というものがなくなつてきております。

ですから、漸次そういう方向に向かつていくことは言えると思います。

○河上委員 もしそういうことであれば、なぜ日本はこのウィーン条約に入っていないのかということがちよつと疑問になるのですけれども、いすれにせよ、まだ日韓の間で領事条約が結ばれていないとしても、やはりそういう方向で今回も折衝に当たるべきだと私は思うのです。

特に私が非常に心配することは、もうすでに逮捕されて——初めのうちは日本外務省、新聞などの発表によりまして、非常に紳士的な任意取り調べを行なつてゐるのだという韓国側の通報を信じておつたところ、実はそうではなくて、かなり遮断された形できびしい取り調べが行なわれておる。

しかも四月十二日、先ほど局長が言われましたように、両君に手島一等書記官が面会して以来、韓国政府はかたくなに面会要求に応じていない。そして四月の二十四日深夜に至りまして、これを逮捕に切りかえた。二十五日にその事実を発表してゐるわけですが、すでに四月の十二日以来そろそろ一月になります。私はこの間非常な拷問が行なわれてゐるのじゃないか、そういう懸念を非常に感ずるわけです。

それを防ぐためには、やはり絶えず面会を求めて、責任ある人が面会すべきであるというふうに私は思うのであります。その点について外務省としてはどういふ危機の念を抱いておるか、また今後どういふふうに面会を、ただ求めると口で言うだけでなく、具体的にどうしたらいいとお考えに

なつておられますか。

○高島政府委員 いま先生御指摘のいろいろな懸念もなきにしもあらずでございますので、私もといたしましては、本人との面会をもちろんだ第一義的に求めておるわけでございませうけれども、面会ができない段階におきまして、実際に処遇につきまして再三再四先方に念を押しまして、その点については絶対に心配ないからというところでございまして、私も一応そのことは信頼いたしまして、今後の成り行きを見守つていこうと思つております。

なお、面会につきましては、もちろん先ほど申しましたとおり、これからの執拗に求めていくわけでございますけれども、先方の示唆によりましていわれる弁護人の選任、弁護人を選任することによつて、弁護人ならば面会できるといふこととございまして、いまのところ弁護人の選任について、本人及び家族とも連絡をとりながら、その方法を現在とつておるところでございます。

○河上委員 それでは弁護人は、この場合、日本人の弁護人ですか、それとも韓国人の弁護人ということですか。

○高島政府委員 韓国の法令に従ひまして、実際に弁護できるのは、外国人はできませんので、韓国人に限ることになります。

○河上委員 では、具体的にいま、そういう弁護人の選任または依頼、委託の見通しがおありでしょうか。それと、もしおありとするなら、いつごろまでにその体制が整うとお考えになつておられますか。

○高島政府委員 これは本人の意思及び家族のお考えその他を全部勘案しなければなりませんので、大使館としては、その中間に立ちまして、数名の候補者のうちから、適当と考える弁護人を選任するように、極力あつせん努力をいたしております。

○河上委員 それでは、まだはっきりとした見通しがついてない、現在努力中であるということですね。

今回の容疑事実はいまだに実ははっきりしないわけですが、そして今回は太刀川さんあるいは早川さん、お二人とも韓国の学生運動の取材をしよつとしたというところは、いろいろの報道からある程度察せられるわけですが、太刀川さんは、単に韓国の学生運動だけではなく、ベトナムの状況やその他の世界の非常に現代的な問題のある事件に対する取材に意欲を燃やしておられる、今回たまたま韓国の学生運動の実態をリポートしようというところで行かれたように思われるのであります。

ところが、この一月に、日本の新聞記者、特派員に対しまして、緊急措置令によつて報道の自由の制限ということと韓国政府は通達してきております。それによりまして、本國で批判的な社説、解説を載せた場合でも、それに関与した特派員は処罰せられる、こういうことになつておるのです。こういうことでありますと、もう正当な報道の自由というのは全くできなくなる。

今回関係せられましたお二人は、主として日本の週刊誌に非常にすぐれたリポートを次々報道しておられたのでありますけれども、新聞がこういう形でチェックされた、今度は週刊誌をチェックしようとしてゐるというふうな感じを受けるのでありますけれども、一体こういうことを日本政府として認めることができるのかどうか。日本の国内で発行せられる新聞あるいは週刊誌における報道について、このように報道が規制せられるという事態について、一体日本政府はどんなふうにお考えおられるのか。私はその点をまずはつきりさせないと、問題の解決にならないのではないかと申すのです。

さらに、最近新たに言つてきたところによりまして、日本国内における金大中救出運動をやつてゐるグループの人々に接触したということが、朝連の秘密メンバーの操縦を受けたというふうな判断の材料になつてゐるようでありませうけれども、そうなる今後は、韓国で取材しただけではなく、日本における取材まで規制せられる、こういう

うことになりはしないかと思つております。

一体日本政府は、そういうふうな日本の報道人、ジャーナリストの報道の自由について韓国政府がいま加へてゐる報道規制、特に韓国のみならず日本国内における報道まで規制しようとしてゐる。たとえば郭東儀さんという方、この方は金大中救出グループの中心人物のようでありませうけれども、この人に接触して取材したということをもつて、朝連の秘密メンバーの操縦を受けたのだというふうな断定してゐるわけでありませうけれども、こういうことになつてまいりますと、韓国国内だけではなく、さらに日本における取材活動まで問われておるといふことになりまして、日本政府はどういふふうにお考えになりますか。

○高島政府委員 韓国に限らず、いかなる外国との関係におきましても、日本における言論、それは当然日本の法令に従つてのみ判断される問題で、この日本における言論を根拠にいかなる外国もこれを処罰する、その他法令の適用下に置くということとはあり得ないこととございまして。その点は、韓国政府に対しまして念を押してございまして、そういう点は絶対にないという確言を得ております。

それから、今回の事件に関連いたしましたも、たとえば早川氏は共産党員であつたということになつておりました、そのことがいかにも事件に関係あるのかとよく聞かれましたので、わがほうとして特に念を押しまして、そういう事実と今回の容疑事実との関係を特に確認いたしましたところ、先方ははっきり、韓国側としては、両名が韓国国内でどういふことをしたかという点だけが問題となつてゐるという点を回答いたしてきておりまして、この点については何ら誤解はないと私も確信いたしております。

○河上委員 お二人はそれぞれ家族をお持ちになつておられますし、早川さんは日本人の奥さんで向こうに住んでおられる。また、太刀川さんの奥さんは韓国人の方で、国籍はもうこちらに移る手続をとられたように伺つておりますけれども、

いまのところ、韓国のお名前でご案内におられるようでごいまして、今回の取材旅行を機に日本へ奥さんを連れてきて、日本で新居を持たれる、こういう御予定であったというように伺っております。

大平外務大臣、早川さんの奥さんも非常にしつかりした方のごいまして、また、太刀川さんの奥さんも、韓国人のすばらしい美人でございまして、こういう方のごいまして、新しい家庭の幸福というものがもたらされているわけでごいまして、こういうような問題をうやむやのうちに過すというところは、私は非常に大きな問題であろうと思っております。昨年起こりました金大中事件にかかわったという容疑がかけられております金東雲氏の問題、金大中氏の再訪日の要請、そういうような問題、いずれもこの委員会でも何度か議論されながら、いまだにはっきりとした結論が出ない。私はそういう経緯から見まして、こういう問題も、金大中事件も、もうそろそろはつきりさせていただかないといかぬと思うのでありますけれども、そういうことがもう近く一年になろうとしていることを考えますと、今回の二人の日本人のジャーナリストの問題、あるいは日本人の韓国研究者の問題をずるずるべつたり放置することのないように、はつきりしていただきたいと思います。これはお二人の問題だけではなく、日本と韓国の問題あるいは日本人全体の問題としてやるべきにできないと思っておりますので、大臣のこの問題に対する強い解決に当たる決意を明らかにしていただきたいと思います。

○大平外務大臣 わが国が隣国とのつき合ひでこの種の問題が生じてまいりましたこと、たいへん残念に考えております。けれども、起きた以上は、仰せのとおり国民の御納得がいくなければ、置を政府としてやまらなければならぬのは当然のつとめであると考えております。したがって、いま政府委員からも御答弁申し上げましたように、私もまず容疑事実というものを詳細に把握いたしておりますので、その点について先方の解明をいま求めておるわけでごいまして、それを踏まえた上でわがほうの対応策を考えていかなければならぬと思っております。しかしながら仰せのように、御二人いま逮捕されておるわけでごいまして、この過程におきましてその取り扱いが人道的なものでなければならぬと思っておりますし、御家族の方々いろいろ御心配のこととわれわれよく拝察できますので、その点は遺憾のないように先方当局に要請をし続けておるわけでごいまして、ただいままでのところ、その点については周到な配慮がなされておるようには承知いたしておるわけでごいまして、

それから、面会、弁護士等の選任等につきまして、ひんばんな接触を通じて、先方の了解を取りつけるように努力を重ねておるわけでごいまして、御二人、日本人でございまして、韓国にとりましては外国人でございまして、また仰せのように日韓両国の関係から申しまして、こういう問題が不当に長く未解決のままあるというふうなことはたいへん残念なことでごいまして、早期に解決をしなければならぬということを基本の方針といたしまして、精力的に先方政府にたすけをいたし、要請すべきは要請をいたしておるわけでごいまして、政府の誠意と努力につきましては御理解をいただき、御声援をいただきたいと思います。次第でごいまして。

○河上委員 いま大臣から御答弁がございまして、何ぶんにもただ一回の日本大使館側の接触からもうすでに一月になんとなつておるわけでごいまして、私も非常に心配いたしております。ほかの事件から考えられるのですけれども、拷問その他あつてはならないようなことが行なわれているのではないかと心配もございまして、何といたしても安全の確認の意味からいって、まず第一に面会を早くするように私は切望いたしております。きょうの私の質問を終わりたいと思っております。

○木村委員長 土井たか子君。

○土井委員 先ほどから河上委員の御質問の中に、も出てまいりましたが、太刀川さん、早川さんと

いう二人の日本人学生が韓国において逮捕されたというごことは、韓国の大統領緊急措置が内外人の区別なく韓国においては適用されるということを実証しているということになると思つております。

ところが、いまおそろくこの二人の日本人学生に対して問題にされているとおぼしき大統領緊急措置第四号について外国人も例外ではないというふうな具体的な規定というのは、私は外務省に要求をして手にいたしました大統領緊急措置の自身を讀んでも出てまいりません。それからもう一つ、ここではつきりさせられなければならないことは、そればかりではなくて、大統領の緊急措置の第一、第二号が施行される際に、ソウル駐在の日本人の特派員に対して、韓国においては外国人も韓国の国内法に従わなければならないというふうなことを政府当局がはつきり言いつついるという事実があるやに聞いたのであります。

そこで、まずお伺いしたいのは、日本人以外の外国人で現在までの間この大統領緊急措置に違反するとして逮捕されたという例があるかないか、このことをまずお伺いします。

○高島政府委員 私も承知している限りにおいては、そのような事実はないと聞いております。

○土井委員 まず二人の日本人学生が逮捕されたというごことは、外国人——韓国から見た場合には外国人になるわけでありまして、この取り扱いというものはたいへん大きな意味を持つと私は思つております。

韓国の国内法を観光ビザで入国した外国人に対して適用する。しかもそれを適用して逮捕をし、自由を拘束し、人身を拘束して、さらにこれからあと軍事法廷にかけられるかかけられないか、これが実はたいへん問題になっていっているわけでありまして、したがって、そういう点からいふといふ非常に微妙な段階であり、しかも特に日本外務省当局がこれに対してどういうふうな立場で、どういふ態度で臨まれるかということがこの問題を左右する非常に大きな分かれ目になるだ

ろうと私は思つております。

そういうことから考えまして、先に一つお伺いしたいことがあるのでございまして、二国間条約である場合、特にその条約の条文中ではその条約についての停止あるいは廃止あるいは一部改正について何らの規定のない場合、これについて改正をしようとする場合、あるいは無効にしようとする、あるいは停止させようとする場合には、どういふ措置が講じられるべきでございませうか。

○松永政府委員 一般論としてお答えいたしますれば、条約を変更あるいは廃止します場合には、その条約の中にそれについての規定がない場合についてのお尋ねかと存じますけれども、両国間の合意によつて変更等をするということが一般国際法上はできるといふふうに思う次第でございまして。

○土井委員 合意に先立つて、言うまでもないことですが、当事国の一方が他の一方の国に対してその意思あることを通告することから事は始まるわけでありまして、したがって、両国間でそのことに対しての協議を進めた上での合意ということに順序としてはなるはずでありますね。いかがでありますか。

○松永政府委員 当然の場合、申し入れないし協議が行なわれると存じます。

○土井委員 さて、それで日韓基本条約なんでありまして、日本国と韓国との間では、この二国間にかの問題の多い基本条約があるわけでありまして、この条約の本身は、一部停止あるいは失効あるいは変更はございませぬ。いかがでございませう。

○松永政府委員 韓国との間の基本関係条約につきまして、現在その内容の適用につきまして変更、停止等の措置がとられていないと考えています。

○土井委員 そういう趣旨のほどが韓国側から示されたという事実もございませぬか。

○松永政府委員 そのような事実は承知いたしております。

○土井委員 この基本条約の第四条というところ

には「両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。」というものが(a)項であります。それから「両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たつて、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。」というものが(b)項であります。

言うまでもなく韓国は国連に加盟はいたしておりませんけれども、しかし、この基本条約からすれば、日本と韓国、この両国間においては相互の関係を問題にする際に国際連合憲章の原則を無視してはならないということになっているわけですね。そこでございましょう。それで、この国際連合憲章からしますと、国際連合憲章の特に第一条の前身で、もうすではつきりと、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を」実現するように考えなければならぬということになっているわけですね。

そういう点からいいますと、いま韓国の国内法としてある大統領緊急措置一号から四号まで、さらにこの緊急措置がつくられた根拠と申しますか、前提になっているのは例の七二年十月の非常戒厳令を布告してつくられた憲法で設けられている五十三条にその根拠はあるわけでありまして、こういう状態の中でつくられて、そして大統領の緊急措置、中身は一号から四号まで、これは、いま私が申しました国連憲章の「人権及び基本的自由」を実現するようにつとめなければならぬという趣旨からすると、ずいぶん具体的に国連憲章の意にかなわない問題になってまいります。

いま外務省当局はこの緊急措置四号ということが問題になっている二人の日本人学生の逮捕問題をめぐって、基本条約四号という問題をどのように認識され、どのように韓国側に対していま問題解決に対する努力をされているか、お伺いしたいと思います。

○松永政府委員 御指摘の韓国との基本関係条約第四条にありますいわゆる国連憲章の原則尊重の義務、これは日本も韓国もお互いにその原則を尊重すべきことを約束しているわけでございます。

したがしまして、韓国といたしまして、国連憲章に掲げます原則は当然尊重すべき立場にあると存じております。

ただ、いま御指摘がございました緊急措置令そのものにつきましては、これは韓国の国内法の問題であらうかと存じておりますが、ある国が自国でどういう法律、法令を定めるかということとは、まさしくその国自身が決定すべき問題であると考えますので、これを論評するということは差し控えたいと思います。

○土井委員 いま私がお尋ねしているのは、緊急措置の中身について論評せよと言っているわけじゃないのです。現に、今回逮捕された二人の日本人学生についての取り調べの中身というものは、もう一つつまびらかではありませんけれども、しかしながら、日本国内における二人の日本人学生の行動というのが決して無関係じゃない。しかもそれが韓国においては、かの地における緊急措置令ということで問題にされているのです。

いまこの日韓基本条約の四号から考えまして、お互いの国が、お互いの国内で基本的人権なり人身の自由なりを保障しようとする、その国内の法によるべきである、これは言うまでもないことでありましょう。日本においては、日本国憲法といたうものがあるのです。日本国憲法の中で、日本国民に対しては日本国民としての自由、人権というものを保障しているわけでありまして、この日本国において、韓国における緊急措置令に該当するような行為があるかないかということが問題にされて、それがかの地、韓国において逮捕理由の中にいった場合にどうでありますか。これは論評じゃないですよ。日本の国内に、韓国の緊急措置令がまかり通るということになるわけですね。

緊急措置令の中身が日本国憲法に違反しなければ問題にならないのですよ。しかし正面切つて、これは日本国憲法違反だと思ふ。外国の法を日本国憲法に違反だ、違反でないと言ふこと自身が、法の体系からするとおかしい話であります。しかし、現実の問題として、日本の国内でそれがまかり通るといふ現実があるならば、これをやはり問題にしなければならぬ。日本国においては、日本国憲法下における自由、人権保障ということをやるのがこれは政治の課題としては中心課題であり、大事な問題ですよ。

だから、こういうことに対して、一体どういふふうに考えていらっしゃるかという中身は実はお伺いできるであらうかと思つておったのですが、全然出てこない。いかがですか。

○高島政府委員 先ほど河上先生から同様の質問がございまして、その際はつきりお答えしたつもりでございますけれども、もう一回繰り返します。日本人の日本における言動について、韓国も含めて、いかなる外国もそれを根拠にして処罰するとか、法を適用するということは全くあり得ないことでございまして。法律的にも全くそういうことは考えられない問題でございます。

したがしまして、その点につきましては、韓国政府にそのような懸念が実はありましたので、そういうことではないことをはっきり確認する申し入れをいたしまして、そういうことはあり得ないということで返答を得ておりますし、また今回の事件に関係いたしましたも、先ほど申しましたけれども、日本共産党員であつたということは何らかの関係があるように受け取られましたので、そういうことが今回の容疑事実と何らかの関係があるというふうに考えられることは、非常にとんでもない話なんです。ぜひその点ははっきりしてもらいたいというのを申し入れましたところ、先方の外務大臣のほうから、そういうことは絶対にある得ない、韓国における行動についての緊急措置に従つて判断をするという回答を得ております。

したがしまして、先生御心配のようなことは、大体法律的にもあり得ない問題でございますし、私も、そういうことは絶対に起こしてはならないというふうに考えております。

○土井委員 一人の人間の行為というものが、ある地域においてだけ別行動が可能でありましようか。私は、やはりその行動自身というものは継続

性を持つておると思うのです。したがしまして、韓国における行動だけを問題にして、緊急措置にひっかかるかひっつからないかというのを検討する際の裏づけには、必ずその個人の行動の全般が問題にされるのですよ。日本国内におけるこの二人の日本人学生の行動が、まるでその場に無関係と言ひ切れる——理屈の上では、なるほどいまの御答弁というのは、理屈は理屈であります。しかし、現実の問題として、それは不可能なことですよ。したがしまして、韓国にその分だけを申し入れれば事足りるというお考えは、私は、まことに甘いと思うのです。

さらに申しましよう。日本における韓国人、在日韓国人、この人たちに對しては、——国籍は韓国であり、日本人でない。ただ、日本の国土に現在居住しているという意味で在日韓国人というわけでありまして、日本国憲法の直接適用対象にはならないけれども、この人たちに對しては、やはり日本国憲法のの中身からすると、その精神に従つて取り扱ひをしなければならぬ。この人たちの人権にしろ、人身の自由にしろ、日本国憲法というものがどういふふうにかきめられているかということに従つて、つまり日本国民に對して保障されている中身を準用するという意味で、いろいろな行政措置というものは行なわなければならぬ。これは学界における多数説なんですけれども、このことは外務省においても確認されていらつしやるわけでありまして、

○松永政府委員 御質問の趣旨、実は私、的確につかめなかつたのでございまして、わが国の憲法のもとにおきまして、一般的には内外人平等と申しますか、なかなんぞ基本的な人権等の問題につきましては、日本人であらうと外国人であらうと、差別を設けていないというのが現行憲法の趣旨であらうと存じております。

○土井委員 そうしますと、問題は二—その明瞭になるのです。二人の日本人学生については、あくまで国籍は日本にあり、日本人ということでありましようが、在日韓国人の中で、最近、国際基督教大

学の助教教授であるとか、財団法人海外技術者研修協会の職員であるとか、日本の大学に留学をしてる学生であるとか等々が日本においての行動を問題にされて、韓国に行った場合に逮捕をされていという例が相次いで起こっているのですよ。こういう事実については確認されていますか。

○高島政府委員 国際基督教大学の先生が韓国において逮捕されたという事実は承知しております。

○土井委員 あとに述べた海外技術者研修協会の職員の問題については、いかがです。

○高島政府委員 どうも失礼いたしました。先生のおっしゃったのは高島沢さんのことでございいますか。——この方もやはり日本におられた方で、韓国に行ったときに逮捕されたというふうに承知しております。

○土井委員 それでは北海道大学の助手、これは公務員です。金詰祐さんの件も御存じですか。

○高島政府委員 よく承知しております。

○土井委員 まだほかにあげだしたら枚挙にいとまないですよ。そして公にされていない、陰でそういう目にあっているという人はまだまだあると思うのです。日本に留学したことのある韓国人学者や日本の大学などに籍のある在日韓国人の学者、また日本の大学関係者や韓国人留学生、研修生、そういう人たちの間に、韓国に行ったときにいずれも逮捕を受けるという例がこのところ引き続いて起こっているわけですね。

いま日本に学ぼうという意思をそれでも持っている韓国人の人たちの間には、日本で学んだ韓国人はみんなスパイにされかねないという非常に不安な気持ちを持っているのです。それの人たちが韓国に行ったときに逮捕されている中身というものはいずれも日本での行動が問題なんです。いまの日本国内における行動が問題なんです。いまの日本国内でどういう言動をやったかということが問題にされているのです。

先ほど外国人であろうと、人種、信条、性別、社会的身分、門地、これは憲法十四条にいうところで

ありますが、それによって差別されてはならないという憲法の中身というのは、あまねく外国人に對しても日本国内においては適用させてしかるべきだという御答弁があった。それぞれの外国人に對して日本の国内における行動をうしろで監視をして、常に探偵をし、スパイをして、そのことに對して十分に把握しているという事実がなければこんなことにはなりはせぬのです。したがって、いま韓国の人の中には、日本においてつかつものに言えない、友だちすらも信用できなくなつたという雰囲気だんだん強くなつてきている。一体このままでいいのでしょうか。私はたいへんなことだと思ひます。

そういう点からして、いま日韓基本条約の四条というものをあげましたけれども、その基本条約の四条に国連憲章という問題が出てくるわけでありまして、したがって、国連憲章の中には権利であるとか基本的自由というふうなものを尊重していくということが基本になつていなければならないので、それから韓国に對して、いま申し上げたような中身をどのように外務省としていろいろなと対策を講じられ、具体的に何を行なつていくと私は思うのです。このことに對してはどういうふうにお考えになりますか。

○松永政府委員 ただいま御指摘がございました憲法第十四条——憲法についての有権的解釈を私が申し上げる立場にはないわけでございますけれども、この十四条では「すべて國民は、云々と」いう書き方をしております。外国人が当然に入るといふ規定にはなつていないわけでございます。しかしながら、憲法全体の精神としまして一般的に申して内外人を差別しない、基本的な人権を外国人であるからというところによって侵害されてよいというところは現在の日本の現行憲法下においては認められていないということが趣旨であらうというところを先ほど申し上げたわけでございます。

ただいま問題になつております韓国にある日本人の問題につきましては、これはわが国の

憲法とは直接の関係はないわけでございます。これはあくまでも韓国の管轄権のもとに存在している事件の処置の問題だろうと思ひます。

ただその場合、わが国政府といたしましては、自国民、すなわち日本人が韓国の法令の適用を受けるにあつて非常に不法、不当な待遇を受けるとか基本的な人権の侵害を受けるというような問題が出てまいりますれば、それは当然わが国といひまして重大な関心を持たざるを得ないわけでございます。それから、そういう不当な待遇を受けないようにという配慮から、現在せつかく韓国政府との間でいろいろと話をし、また面会も求めているというのが現在の状況であらうと考えております。

○土井委員 私の質問の趣旨にはお答えになつていらつしやらないのです。日本の国内において日本国憲法が順守されるべきなんでしょう。その日本国内における行動についていろいろと、その行動の中身というものが現に韓国において、韓国に行つた場合にこの緊急措置で取り上げられて、違反といふことで逮捕を受けて、そしてあと軍事法廷に引き出されるというふうなことになる。いつていふわけなんです。したがって、いま申し上げておるのは、日本の国内においてこういうスパイ行為あるいは行動の中身に對していろいろな監視を受けているというふうな事実がなければいふふうなわけですから、その状態に對してどういふふうに取り扱いをお考えになるかということをお伺ひしているのです。

○松永政府委員 私の申し上げましたのは、各国それぞれの体制がございまして、法令の体系もまた異なつてくるわけでございます。韓国で施行されております法令が、日本の国内においてはそういう法令が存在しない、あるいはそういう法令が憲法違反であるからこれは認められないという関係は成り立たないと思ひわけでございます。

ただ、韓国の法令が適用されるにあたりまして、日本人が不当な待遇を受けるといふようなことが

ありますれば、それは先ほど申しましたように、まさしく外交保護権の問題として提起しなければならぬであらう、こう考へておるわけでありまして。

○土井委員 それでは先ほどの御答弁と非常に矛盾するのです。こういうことに對していろいろやりとりをやっている間に時間がいたずらに過ぎることは私非常に気にかかるのですが、いまの御答弁からしますと、在日韓国人に對しては憲法が保障する基本的人権を保障し得ずということになりますね、具体的に。

○松永政府委員 日本にありますが外国人については、日本の憲法が自由でありますとか人権であるとかいふものを保障する、そして日本の管轄のもとにおきます限りにおきましては日本政府がそれに対して責任を持つということとは当然であると思ひます。

○土井委員 それが現にとれていないのじやないでしょうか。いろいろ行動の中身に對して常に監視をされている、常にスパイされているということとは、これは思想、良心の自由であるとか行動の自由であるとか表現の自由であるとかこういう問題に對して大きくそがれるということにはなりません。現にそういうふうな風が在日韓国人の中にだんだん強くなつてきているのです。親友ですら信用できないということになつてくる。一体だれを信じていいの。日本に留学した結果、日本で学んだ韓国人といふのはみんなスパイにされるかもしれないといふふうなそういう危惧すら抱くようになってきている。こういうことは、現に日本国憲法が保障しているはずの基本的人権を在日韓国人に對して十分に行政の中で生かしてないといふことじやないですか。いかがです。

○松永政府委員 御質問の趣旨と若干異なるのかもしませんが、私は、日本の法令のもとにおいて罪とされることが外国の法令のもとにおいて罪とされない場合といふのはあり得ると思ひます。その場合に、その国の法令が日本の憲法下では認められないから、したがって日本ではそのことが罪にならなくて処罰されないのが、そ

の国に行つたら処罰されるということがあるからといつて、日本における憲法の人権の保障がなされていないということはないのじゃないか、私はこう考えるわけでございます。

○土井委員 それはさらに在日韓国人と交流のある日本人にも問題は及びますよ。日本国内におけるその日本人のいろいろな言動に対して、在日韓国人と交流があるという意味において、やはりいろいろとそれに対して監視されるという面が出てまいりますよ。現にこの二人の日本人学生がいま韓国において逮捕されているというその取り締まりの中身というものは、これと無関係じゃないと私は思うのであります。日本国憲法からすれば当然違反をしているということが明白である事実に対して、これに目をつぶつてまかり通らせるということになつてゐるじゃありませんか。そういうふうにお考えになりませんか。

○松永政府委員 先ほどアジア局長から御説明がありましたように、本件につきましては関係者逮捕せられてゐる日本人の学生の日本における言論ないし行動が逮捕の理由には該当しないということについて、韓国側から明確な回答を得てゐると私は了解してゐるわけでございます。

○土井委員 これはどうもどこまでいつても水かけ論のようであります。韓国問題になると何だか非常に弱腰で、タブー視されるというきらいが見えてならない。日韓基本条約については、条約が締結されればこれを順守するという義務があるわけですね。四条というものを少しの確に考へて、これを現実の問題についても生かすという努力を払つてこそ私は順守だと思ふのであります。こういう点からしても、ほんとうに外務省自身も少し人権尊重という認識を持つていただきたいと思ふのです。

さて、いま問題になつてゐる二人の日本人学生についても、これは観光ビザということが問題になつてゐるわけですが、パスポートには外務大臣名で「通路故障なく旅行させかつ必要な保護扶助を与へられるよう要望する」というふうに書かれ

てありますね。このパスポートを発行される場合には、そういうふうなこれから行く相手国に対して取り扱ひを要望すると同時に、当人に対してはやはりいろいろと日本の政府自身が注意を喚起する必要がある場合があると思ふのです。

たとえば交戦地域に行く場合、これはわかり切つたような問題でありまうけれども、しかしその場所は交戦地域として非常にあぶない、したがつて避けてなるべく近寄らないようにとか、あるいは非常戒厳令のもとにある国に行く場合、あるいは非常事態宣言をしてゐるような国に行く場合、いろいろと注意が必要だと思ふのです。起つてしまつてからあとの事後措置というのとはある意味じゃおそいのでありまして、未然にそういう問題に対して防止する姿勢というのはどうしても必要だと思ひます。

そういう点からしますと、いまの韓国の状態というのは異常な状態といへると私は思ふのです。少なくとも日本国憲法から考へればこれは異常な状態です。したがつて、おそらく観光ビザで韓国に行く人たちというものは、先ほど申し上げたとおり緊急措置の対象に絶対ならないという保証はどこにもないわけでありまして、したがいまして、こういう状況にあるということを知らせることが必要じゃないか。

また、これは外務省のみならず、私はきょうここに運輸省の方にもおいでいただいたわけですが、観光業者を通じていろいろと韓国の事情に対して、あとで申し上げますけれども、妓生観光などの宣伝を大いにやるとか、そんなことではなくて、少なくともいまの現実の状態をやはりしっかりと知つておいてもらふ必要があると私は思ふのですよ。

それからまたもう一つ言ひますと、いま韓国にあるところの居留民に対して、外務省当局としてはこれを保護する義務があるわけでありまして、こういう韓国の状況の中で取り扱ひをおのずと特に考えられなければならないと私は思ひます。

いま韓国に対して観光ビザで入られた結果がこういうことになつておるわけでありまして、特に私はこの問題をお尋ねしたいわけでありまして、パスポート発行についていまこういうふうな御配慮がありやなしや。また、運輸省の観光部長さんには、観光業界に対してこういうふうなことに對する認識を喚起されておるかどうか、お尋ねをいたします。

○高橋(寿)政府委員 外務省のお答えはあとでいたゞくことにいたしまして、私も運輸省の観光部といたしましては旅行者というものを監督いたしてあります。したがいまして、外国におきまして日本の旅行者が起こしますいろいろな問題につきまして、必要がありますつと旅行業協会を通じて通達いたしてあります。従来でも海外におきましていろいろな問題につきまして、外務省から私どもにお話がございますして、それを受けまして注意を出したこともございます。

たとえばヒマラヤの山でしろつとが歩き過ぎると心臓麻痺を起こして倒れるおそれがあるといふふなことが、そのたぐひの旅行者の生命身体等の安全に関する問題についての御注意がございます。場合には、いつでもそれを直ちにいたしてあります。

ただいま問題になつておりますような緊急措置令との関係のことでございますけれども、この種の非常な外交上の配慮その他私ども運輸省のようになしろつとから見ては簡単にわからぬような問題につきましては、やはり外務省で御判断いただきまして、私どものほうに御注意がございますれば、直ちに旅行業協会に通達いたしますけれども、いままでまだいたしてございせんので、この点につきましてはいたしてございせん。

○土井委員 外務省のほうはいかがですか。

○高島政府委員 私、所管でございますけれども、領事移住部長にかかりましてお答えいたします。一般的措置といたしまして、外務省で旅券を発行し、海外に邦人が行かれる場合にあたりまして

パンフレットを発行してございまして、この中で一般的な注意は与えております。そのほか、特定の国に行かれる日本人につきまして特別な措置はとつておりませんけれども、これは日本人の旅行者自体の問題として、新聞、ラジオ、テレビその他を通じて、基本的な知識は当然持つていただかなければならないというふうに私も考へてございまして、韓国に對しまして緊急措置の内容等について特別な周知の手段をとつておるということはいまございません。事実そういうことが、外務省として旅券発行業務との関連におきましてたいへん事務的に困難な事情もございまして、一般旅行者自体の自覚に強く期待してゐるわけでございます。

○土井委員 両方から非常に消極的な御答弁しかいただけなかつたわけでありまして、旅行者に對してのいろいろな行政指導あるいは注意を与えるということとは、外務省の見解をまつてなければできぬので、外務省からいろいろ御指導をいただくとおっしゃるけれども、外務省のほうの御答弁は、直接の担当者じゃないけれどもという前置きで、いまお伺ひした限りにおいてたいへんに消極的です。

したがいまして、観光ビザでもつて旅行者として韓国を訪れておる場合といへども、いつ何ときいまの緊急措置にひつかけられて逮捕されないという保証はどこにもないわけでありまして、だから、そういう点からすると問題はたいへん大きいと私は思ふのです。旅行者に對してはその点少し注意を喚起なさつてしかるべきじゃないか。

ところが、そういう大事なことはむしろすつば抜けていて、そして運輸省と外務省とである海外技術協力事業団が発表しております「済州島観光調査報告書」というのを見ますと、済州島の観光地の資源として、外国人旅行者に對するカジノ、ナイトクラブ、妓生パーティーというものがあげられてゐます。大いに妓生パーティーを売り込まれて、そしてこの旅行先としての韓国隣接地域の比較をやつてゐるわけですが、それについては、香港のナイトライフ、マカオのカジノ、台湾には

ナイトライフ、韓国にはナイトライフ、カジノの魅力があるということに非常に評価されている。このナイトライフというのは、運輸省の観光課の新造語のようでありまして、中身はどうも吟味をしております、売春と賭博を意味しているといふことらしいです。

かの地、この韓国に参りますといふいろいろこれに對しての宣伝があるようでありまして、中には、妓生のサービスが満点、男性の天国といふふうに書いてあるのまである。もつと露骨なのがある。いま金浦空港に入る外国人は、日本人が九〇%、アメリカ人はそれに比較してわずかに六%にしかすぎないのです。そのほとんどが観光客で、そのうち七〇%が日本男性といふことになっているのです。

で、先ごろ、これはキリスト教の矯風会などが中心になられて、これに對して妓生観光反對という立場から業者の行動基準についてしつかりしてくださいといふふうなことを申し入れられたようでありまして、運輸省の観光部とされては、これに對してどういふふうにおこたえになつていらつしやいますか。

○高橋(粵)政府委員　まず、濟州島の件からお答え申し上げますけれども、濟州島の地域開発の問題につきまして、日韓定期関係會議の席上で韓国側から要望がございました。それを受けて海外技術協力事業団、ここが主宰するところの調査団を派遣いたしました。その報告書の文面にいま先生御指摘のような誤解を招くような文言がございました。すでに昨年決算委員会等でも問題になりました。したがっていまして、その調査につきましては、その後再度検討いたしまして、現在正式報告書からはそういった誤解を招くような文句は全部消してございます。もちろんこれはことばだけ消せばいいといふことじやございませんで、もとのほうも誤解を招くような施設をしないように、十分調査団としては韓国側にアドバイスをしたと思ひます。それから二番目の問題の、昨年来問題になつて

おりますいわゆる妓生観光の問題でございますけれども、韓国には、日本から近いものですからたくさんのお客さんが行きます。昨年は四十一万人ほど行きました。年々ふえております。そして、この人たちが団体行動をする方が多いものですからよい目立つといふこともございます。基本的には、海外におきます旅行者の行動は旅行者一人一人の個人の自覚の問題でございますけれども、私どももいたしましては、やはりそういったことがいろいろ日本人に対するあらぬ誤解なり風評を生むといふことは好ましくないといふことから、やはり広く国民に對する一般的な旅行マナーの教育といふことが必要だと思ひます。そのことが第一点。

それからもう一つは、そういったことだけではやはり時間がかかりますので、直接旅行者に對しまして、少なくとも日本の旅行者が事業の一部としてこういったことを企画しあるいは宣伝し、あるいは援助する等のことは一切してはならないといふことを、昨年から再三にわたつては通達を出しました。私もその結果をフォローしております。そういったしますと、最近の資料等からも、一時ございましてようなたとえば妓生パーティーといふことはなくなりました。一時、妓生パーティーといふことは韓国式宴会と変えたりしております。それを、失笑を買いましたものですからそれもやめさせて、一切ことばをなくしております。そして、お客さんからどんなにそういったものに対する要望がございまして、日本の業者としては一切関与してはいかぬといふことを強くいつております。現に、そういったことでもかなり引き締まつてきていると私も考えております。

なお、これに関連いたしまして、旅行業界といひましては旅行業綱領といふものをつくりまして、その綱領の中でいふようなことをお互いに相互監視するといふことをきめまして、いましばらく私も引き締めて続けて事態を静観したいと思ひます。

○土井委員　その御趣旨わかりますが、それならばひとつ行政指導をおやりになつてゐる通達と、通達に従つての事後調査、それはいまお伺いすればまだ暫定的調査といふことになるでしようけれども、ぜひ資料としていただきたいと思います。委員長、それをお願いいたします。

さて、残り時間がごくわずかですからはしょつて私は外務大臣にお伺いしたいことがあります。それはほかでもございませぬ、沖繩返還協定第八條をめぐりまして少し昨今気にかかる問題があります。あの返還協定の第八條には「日本国政府は、アメリカ合衆国政府が、両政府の間に締結される取極に従ひ、この協定の効力発生の日から五年の期間にわたり、沖繩島におけるヴォイス・オブ・アメリカ中継局の運営を継続することに同意する。両政府は、この協定の効力発生の日から二年後に沖繩島におけるヴォイス・オブ・アメリカの将来の運営について協議に入る。」となつてゐます。これは大体いろいろと、VOAそのものの存廃をめぐつて議論があるところでありましたけれども、これはすでにこの協定を審議している途上はつきり確認されている状況としては、あとでこれも少し確認をしながら申し上げますけれども、はつきり撤去するといふことを前提に考えなければならぬ問題になつてゐるはずであります。

ところで、伝えられるところによりますと、昨日アメリカ側といふいろいろ交渉が始まつてゐる向きであります。この中味についてどういふふうなことがいま現に協議の中心課題となつて、その見通しはどういふぐあいであるかといふことをひとつ簡単ににお聞かせいただかせませんでしょうか。

○深田説明員　かつて御説明申し上げます。昨日と本日二日間にわたつて、先ほど先生御指摘になりました協定八條に基づきます協議を行なつております。何ぶんそのまっただ中でございまして、先方との関係もございまして詳細御説明することは差し控えていただきたいた存じますけれども、日本側といひましては、こ

の八條の規定の趣旨に従ひましてヴォイス・オブ・アメリカの将来の運営についての協議ということ、日本側の基本的な考え方は六十七国会以来のいろいろな政府側の答弁を通じまして、すでに先生御存じでいらつしやうと思ひます。

アメリカ側は、昨日はこのボイス・オブ・アメリカ、これはアメリカの広報庁の海外放送部門を担当してゐるわけでございまして、この放送は非常に一般的なものであつて、特に外国からの苦情等も受けていないのだといふ程度の説明をしておりまして、いさゝききょうの午後には引き続き行つてゐるという状況であります。

○土井委員　そこで、これは交渉がだんだん進展するであらうから、特にそういう意味を込めて確認しておきたいことがあります。

これは協定が審議されてゐるさなか、このVOAは二年たつたらその後の問題を相談するといふことですから、五年を待たずにこれを早くどこかに移すように対処せよといふふうな考えなければならぬのだけれどもどうお考えかという質問に對して、当時の佐藤内閣総理大臣の御答弁で、VOAといふのは最初から実は問題があつた。これは本来、日本の施設権下に返る場合に、外国の放送を許していない日本の電波法から見れば特例中の特例といふことであるので、この存在を認めない、やつてゐる仕事がよくあらうが悪くあらう、とにかく法制上そういうことは困る、こういうこととていふ強い交渉をした。しかし、そこまでの実を結ぶことができなかった、期限を限つて存続を認めるということになつたものだから、これをもつと短縮できないのか、二年たてばわれわれは交渉に入り得る、その際にわがほうの法のたてまえを十分説明する必要があるといふふうな御答弁なんです。

したがって、この基本姿勢はくずしてゐるから困るのです。向こうがさらに引き延ばしをやって、存続を認めてほしいといふことをたとへ言われたとしても、この佐藤内閣総理大臣答弁といふものはもうはつきり残つてゐるわけであり

ますから、政府見解が後に変節していなければ、このことに対してひとつ確認をしておきたいと思うのですけれども、まずこれを確認をさせてください。いかがです。

○深田説明員 この協議に臨みますにあたりまして、私どもの基本的な考え方といたしましては、先ほど先生御指摘になりましたような従来の政府の方針、それを変えておりません。

○土井委員 もう一つ確認しておきたいのです。アメリカから金銭的援助がこれに対して要求されるようなことがあっても、それに対しては認めるべきでないというのがおよそその当時の協定審議の節での問題でありました。それは日本側に工事の援助を求めるというふうなこともあろうと思うけれども、その援助というものは単に協力というふうなもので、財政負担に関係のあるものではないというふうな意味で、これはたとえ向こうから金銭的援助が求められるようなことがあっても日本としてはそれに応ずるべきでないというふうな答弁であつたわけですが、この点ひとつ確認させていただきます。

○深田説明員 ただいま御指摘がありましたように、代替施設をつくって移転をするという場合の費用はアメリカ側が負担するという状態でありました。

○土井委員 それははっきり確認させていただきます。最後に、このVOAが今後どういうふうに取り扱われるかというのは非常に大きな問題なので、私がふつと思つたことは、最近大平外務大臣がアメリカにいらつしやいます。これは突然出てきた問題、しかも国会の審議の非常に大事な時期です。いらつしやるということとはわかつたけれども、なぜいらつしやるかというのはいささかよくわからない。なぜいらつしやるかということは、私はまだお伺いしておりませんし、いろんなものにもまだそれは報道として流されておられませんから、したがつてわからない。いま沖縄返還協定第八条に基づいていろいろ交渉という問題もありましよう

から、こういうこともかんでいるのかなとふつと私自身はかつてに考えているわけでありましたが、何を目的でアメリカにいらつしやるかをひとつお答え願いたいと思うのです。

○大平国務大臣 先ほど河上さんの御質問にお答えしたばかりでございますが、実はニューヨークにある日米協会からかねて講演を依頼されておつたわけでございます。再三お断わりしておつたのでございますけれども、日米関係に従来非常に強い関心も持たれ、各方面にわたつて御協力をいただいております多くのメンバーの要請でもございまして、私といたしましては、できるならば日本の外務大臣として参上いたしまして日米関係について私の考えておるところをお話し申し上げたいと考えておつたわけでございます。ところがこの準備が、二カ月前に予告しないといけないことになつておりまして、国会が延長になるかならぬか、とだけ延長になるかわからない段階でございまして、国会の展望をはつきりさせた上でお返事をするというのでは間に合わないわけでございます。して、内閣と御相談の上、今度参るというお約束を一応いたしたわけでございます。

それが主たる任務でございまして、したがつてトンボ返りで帰ってくるわけでございますが、せっかく参りますので、アメリカ政府の首脳とは特別いま火急に相談しなければならぬという問題はございせんが、双方関心がある問題につきまして率直な話し合いをすべき責任があるのじやなからうかと思ひます。別に議題を持つておるわけではございせんが、ボイス・オブ・アメリカの話をしようと思つていないわけでございますが、国務長官のアポイントメントは一応とつてあるわけでございます。ほかに他意はないわけでございます。

○土井委員 これで時間ですから終わります。

○木村委員長 金子満広君。

○金子満委員 私の前に二人の委員からもう質問があつたわけですが、韓国における日本人の二人の留学生の問題について、家族の方、親戚の方、

友人の方々がたいへん心配されております。したがつて私は、具体的な問題について最初に若干質問したいと思ひます。

まず、二人は自由が全く拘束されている、これは報道されているとおりであります。家族の自由は完全に保障されているのかどうか、この点を最初に伺いたいと思ひます。

○高島政府委員 私も承知している限りにおきましては家族は自由でございます。

○金子満委員 その自由ということとは、外出も自由であり、そしてまた参考人あるいはその他の形での呼び出しなどそういうことをやられたことがあるかないか、その点はどうですか。

○高島政府委員 そういう事実は聞いておりません。ただ、ソウルの拘置所に拘置されているわけでございますけれども、差し入れ等には家族は行つております。しかし、これは全くその問題とは関係のない問題で、二人に対する差し入れのために拘置所に自発的な意思で行つていくわけでございます。

○金子満委員 家族が面会することはできないわけですね。

○高島政府委員 認められておりません。

○金子満委員 それから、二人の問題については、自由は拘束されている。肉体的な問題ですが、拷問の事実があるかどうか、もう一つは健康状態がどうかであるか、これを客観的に証明できる何かがありますか。

○高島政府委員 そういう先生の御心配のような事実はないように、韓国当局に対して特別な待遇を与えてもらうように要請しておりますし、韓国側のほうといたしましてはそういうことを申しておりますので、その点は万々心配ないと思つております。

それから健康状態でございますけれども、現在の段階においてはつきりした確証があるということとは申し上げられませんが、十二日にわがほう大使館の館員が面会した段階におきましては全く問題ございません。

○金子満委員 容疑の内容について、政府のほうでこの二人について具体的に何か掌握しているかどうか、それからもう一つは、取材のため金を出したというようなことを風聞するのであります。そうした事実があつたかどうか、その点はいかがですか。

○高島政府委員 容疑の内容につきましては、先ほど河上先生の御質問に対して詳しくお答えいたしました経緯がございますが、私も本人から確認した点を除きましては、具体的にそういう事実があつたかどうかという点は全く韓国側の言い分だけでございまして承知しておりません。それから、金につきましては、そういうことがあつたということは韓国側から承知しておりますけれども、一体いつ幾らだれに交付したかという点については承知いたしておりません。

○金子満委員 金額のことについてもこれは風聞で私もよくわかりませんが、たいした額ではないということもいわれているのですが、その点は情報としてはどうなんでしょうか。

○高島政府委員 われわれの感覚ではたいした額ではないように承つております。

○金子満委員 それから次の問題は、二人及びその家族はもうバスポートを持って行つていくわけですが、バスポートの期限はいつまで有効であるか、それからまた当然ビザが出ていくと思ふのですが、そのビザの期限がいつであるか、その点がおわかりになつておたらちやと聞かしてもらいたいと思ふのです。

○高島政府委員 両名の査証の期限については承知しております。ただ、最近私ども大使館を通じてやりましたことは、早川夫人につきまして期限が切れますのでその更新の手続をお手伝いさせていただきまして、それだけでございます。

○金子満委員 早川氏の夫人のビザは、私も正確にはわかりませんが、聞くところによると五月中に切れるというお話のようであります。そうしますと、更新するか切れる前に帰国するかというふうな問題も当然出てくるわけですが、も

し早川夫人が帰国を希望されるようなことがあった場合、外務省としては、当然韓国でいまだ自由が拘束されていないということであれば帰国も自由だと思ふのですが、その点のようなことになるかお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○高島政府委員 早川夫人のビザにつきまして、韓国と折衝いたしまして五月三日に大使館員が保証人となつて延長の手續を終わつております。もちろん、これは一応本人の希望に従ひましてビザの延長をしたわけでございまして、日本にお帰りのなるといふ場合には当然自由にお帰りになれるわけでございします。

○金子(満)委員 延長の期限はどのくらいですか。

○高島政府委員 まだきまつてないようでございします。

○金子(満)委員 昨晚早川さんの奥さんから昭島の実家に電話があつたようであります。自分と子供は元氣である、その点は心配ないというお話だつたそうです。そのときに弁護士の問題も出たのであります。どういふ弁護人を選ぶかといふのはたいへん重要であり、むずかしい問題だと思ふのです。韓国の中で弁護でできる資格を持つてゐるといふことが一つの前提になるのは当然だと思ふのです。それからもう一つは、それではいま日本に在る弁護士で韓国で弁護ができる資格を持つてゐる人がいるかどうか、これは日本弁護士連合会に聞けばわかると思ふのですが、そのような点を調査したことがあるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○高島政府委員 弁護士の選任につきましては、早川夫人と御相談いたしまして、いろいろの候補者を当たつておりますけれども、現在までのところでは早川夫人の御希望によつて在任といふか韓国におる韓国人の弁護人の内から選任するといふ方針で進んでおります。いま先生が御指摘のような日本において韓国で弁護できるといふ資格を持った韓国人の弁護士という点につきましては、まだ調査しておりません。

○金子(満)委員 この種の問題は、いまの韓国の状況から見れば、二人だけで済むと考へるのは間違ひだと思ふ。決して二人だけの問題ではない。そうした場合に、当然いまだ私が申し上げたような日本弁護士連合会などを通じてそのような点について調査をしておくことは決してむだではないでなくてはならないと思ふので、その点はぜひやつておいていただきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、この早川それから太刀川両君を逮捕し、長期にわたつて自由を拘束してゐる、こういうことの根拠になつたのは、明らかにされてゐるようには大統領緊急措置第四号だ。この緊急措置の内容は、これは全く驚くべきものである。それは全国民主青年学生総連盟、これに入つた者はもちろん連絡をとつた者も接触をした者も死刑、無期、五年の懲役、こういうようなひどい刑罰になつておる。しかも学生そのものも学校を欠席しただけで、理由を明らかにしておかなければこの逮捕の対象になる。しかも、これを逮捕する場合には令状なしに逮捕もできる、拘束もできる、捜査もできる。こういうようなひどい状況をつくり出すものである、こういうことが一見してわかるわけでありまして、

こういうふうないまの韓国の状態は、だれが見てもこれは全く暗黒政治だ、全くファッショ的なやり方だ、こういうふうに思ふのですが、このやうな状況のもとに、これは先ほども質問があつたやうであります。外務省が何の注意も何の調査もなく、パスポートを申請すればそのままどんどん出してやる。そして韓国のそういう内容についてはあまり知らせない。国会ではよく総議自由と民主主義を基本にした国であります。こういうことを言われるのです。ほんとうに自由と民主主義を基本にした国であるかどうか。この点については、そうだとはいふ切るのは相当神経がつかなくなければ言えないと思ふのです。私は外務大臣にこの点は質問したいのですが、こういうやうな状況を、総議と別なことを言つてくれといふことを言うわけがありませんけれど

も、自由と民主主義を基本にした国であるという立場で日本の政府が見ているかどうか、この点を一言お聞かせ願ひたいと思ふのです。

○大平国務大臣 まあそれぞれの主権国家の体制はその国民が選ぶわけでございまして、世界各国それぞれ個性的な体制をお持ちのやうでございします。私は外務大臣でございまして、人さまの国の体制をコメントすることは適当でないと思ひますので、せっかくの御質問でございしますけれども、ごかんべんいただきたいと思ひます。

○金子(満)委員 客観的には事實は明らかであります。そういうことでファッショ的な暗黒政治が現に行なわれてゐる。これはもう動かしがたい事實でありまして、どのように党派が違ひ立場が違つても、あの現実を見たら答えは一致すると思ふのです。こういう点を明確にしておかないから、先ほども質問があつたやうですけれども、運輸省の直接監督下にある旅行業者などがバラ色の天国みたいなことを大いに宣伝してやつてゐる。したがつて事實は事實として明らかにする。これは何も批判をするとか内政に干渉するとかさういふものでなくて、事實を明らかにするといふ点では、外務省もその他の政府の關係各機関も明確にしてよくよく求めておきたいと思ふのです。

この問題についての最後の質問は、見通しのこととありますけれども、軍法會議にかけられるか、かけられないかといふのは非常に大きな問題であり、だれしも心配をしてゐるところなんです。もう一つは、この事件は短期に解決のつくものなのかあるいは非常に長期にわたるものなのか、その点について外務省としてはきびしい外交的措置をとらなければならぬと思ひますけれども、そして一日も早くこれを救出していかなければならぬことは当然であります。その点について見通しはと言つたら、困難だといふことはお答えになるだらうと思ひますが、いかがですか。

○高島政府委員 いまの段階で見通しを申し上げることはたいへんむずかしい問題で、私も実はここである程度の見通しを述べ得れば非常に幸いでございするけれども、本件につきましては私も親も樂觀もせず、とにかく日韓兩國關係のためにこのやうな事件を早期に解決して、事件が早く落着くやうにということを目標にしまして鋭意努力してゐるといふのが現状でございします。たいへん残念でございしますけれどもいまの段階でどういふ見通しになるかといふ点は差し控へさせていただきますと思ひます。

○金子(満)委員 では強力な外交的な措置をとることを求めてこの問題は終わつて、次に、国連の資源總會の問題、このことについて質問したいと思います。

御承知のように、資源總會は新國際經濟秩序樹立宣言と行動計画を採択したわけですが、これに對して若干の國々から保留意見あるいはコメントがされたといふやうに報道されてゐるわけですが、日本を含めてどのような國が保留またはコメントをしたか、その点を最初にお知らせ願ひたいと思ひます。

○鈴木(文)政府委員 各國が意見表明をしました対象は、先ほどの御質問に對してお答えしましたやうに、宣言と行動計画、この二つであらうかと思ひます。

まず、基本的に全体としてどういふ態度をとつたかといふことを御参考までに申し上げますと、ヨーロッパ共同体、EC諸國は大体日本がとりました態度、つまり宣言については賛成、ただ二三の点については意見表明をする、それから行動計画については非常に問題点が多いので、これについては幾つかの点について留保するといふ態度と基本的に同じ態度をとつたわけでございします。ただ、アメリカはそれよりもややきつい態度をとりまして、全体に對して、これは必ずしもコンセンサスを反映してゐるものではない、つまり宣言も行動計画もコンセンサスという形では採択されたけれども、自分はそう思はないといふことで態度を全面的に留保してあります。

それから、宣言だけとつて申し上げますと、日本は先ほど申し上げましたやうに三點、つまり天

然資源恒久主権に關連する国有化の問題、それから価格のリンクの問題、特惠的な扱いの問題について意見を表明しておりますが、EC諸国の態度を申し上げると、大体総じて日本の態度表明をしました点と共通の点を意向表明しております。

ただ、国によりましてはそれ以外の点について意見を表明しているところもございます。たとえばドイツは生産者同盟といいますが、つまり生産者カルテルに關する項目がございますが、これについての意見を表明しております。それからフランス、オランダ、かつて植民地を持っております国でございしますが、これらの国は、この宣言の中に植民地支配等による開發途上国の天然資源の損害に対する補償というような規定がございますが、これに対して意見表明をいたしております。それから米國は多国籍企業の点につきまして不満を表明いたしております。

それから次に、行動計画でございしますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、時間的な余裕が十分ないままにたかさんの問題、しかもむずかしい問題を扱っておりますだけに、日本としましては態度表明あるいは留保した項目が数項目ございしますが、EC諸国の態度を見ますと、大体日本の意向表明しました点、あるいはそれプラス幾つかの点について意向表明いたしております。

項目がたかさんでございますので簡単に申し上げますと、たとえば商品協定の問題あるいは産業構造の問題あるいは定期船の同盟コードの問題というような点について欧州の主要国が共通に留保いたしております。それ以外にたとえば通貨改革の問題あるいは特別引き出し権といいますがSDRのリンクの問題、それからIMFあるいは世界銀行の決定のメカニズムの問題、こういった点についてECの諸国がそれぞれ意見表明をいたしております。それから米國の態度でございしますが、米國は、合意できない事項が非常に多いということをはっきり言っております、特にその中で一次産品の商品協定の問題、それから価格関係の価

格あるいは市場のアレンジメントの問題、あるいはマーケティングの問題について特に不満をはっきりと表明いたしております。

以上が各国の主要な点についての意向表明でございます。

○金子(満)委員 宣言については日本は賛成をして三つの点について意見を述べた、行動計画については保留ということですか。

○鈴木(文)政府委員 宣言につきましては、いま先生御指摘のとおりでございしますが、行動計画につきましては、やはりコンセンサスということでは採択されておりますので、日本も一応賛成ではございますけれども、ただその中の幾つかの点につきましては、これはのめない、困難があるという意味の留保を行なっておりますのでございします。

○金子(満)委員 そうしますと、宣言のほうは全体賛成で、三項目について意見を表明した、行動計画のほうは幾つかの点についてのめないから保留した、こういうことになるわけですね。

そこで、お伺いしたいのですが、これはコンセンサス、合意ということでは採択はされた。日本の場合は宣言については賛成して部分について意見を述べているのだということであれば、一体この宣言に拘束をされるのかされないのか、あるいはまた反対はしないが気に食わないところがあるの意見で意見を述べたのだから、その点は実行をする場合にきわめて消極的にやるといふのか、あるいはやらないうで、悪いことばですけれども、ずるをきめ込んでしまふのか、そういう問題についてどのように考えますか。

○鈴木(文)政府委員 たとえば宣言につきましては三点日本が意見表明いたしました、その中のたとは恒久主権に關連する国有化の問題につきましては、日本側の態度表明としまして、國際法に従つてこれを処理するのだということを言っておりますので、そういう取り扱い方がなされる限りにおいて日本はこれに賛成するということになろうかと思ひます。

○金子(満)委員 國際法の定めに従つてということになると、この宣言の中には國際法に従わなくてもいいという内容があるのか。そういうことはないかと私は思ふのです。そうすると言わなくともいいことまで言っているのです。当然國際法に基づいてやるのであつて、國際法に違反したこととは初めからやらないほうがあたりまえのことなんですから、そういう点では何となく歯切れが悪いのです。賛成なら賛成とすっきりしてしまえばいいのですが、賛成だけれども意見を述べた。その意見は否定的な意見であるけれども反対ではない。これは宣言のほうです。片方の行動計画のほうは、賛成できない個所があるからこれは保留。これはもうやらないということなんですね。

いずれにしても、こういうような点を考えると、決議の性格というものが、それから決議の權威というものが一体どういうことになるのか。よく國連中心外交とか國連中心の何々とかいうことばをしれば聞くのでありますけれども、その國連の今度の宣言、行動計画というものの性格、權威というもの、國連局長、どのようにお考えになつていますか。

○鈴木(文)政府委員 宣言、またこの宣言を受けて実施の細目をうたいました行動計画の二つとも、いわゆる國際法的な拘束力のあるものというふうにはとつておりません。しかし、これだけ多数の國が集まる國連の特別總會におきまして多数の國の希望する一つの方向づけができます場合には、できるだけその趣旨を尊重するというのが加盟國の義務でなからうかと思ひます。したがいまして、この宣言、行動計画につきまして約二週間足らずの間に議論されました結果が、会期の関係もございまして、何らかの形で決着をつけなければならぬということになりましたときに、問題点はあるけれども、しかしこれを表決のかっこうで締めくくるといふことは、南北の間の対立を深める結果になるのではなからうかということから、主要關係國、議長等の努力もありまして、コンセンサスというかつこうで採択しよう

ではないかということが、皆さんの合意するところになつたわけでございます。ただ、コンセンサスという場合には、表決をしないだけに、黙つていれば、これを全幅的に賛成する、受諾するといふ形になりますために、これは皆さんの話し合いのもとに、各國がそれぞれの問題点については意見表明をすることにしようではないかという合意のもとに、こういう形式がとられたわけでございます。

○金子(満)委員 法的拘束力はないというお話であります。國連というものを考えたときに、何らかの拘束力はある。何も拘束力がなければ、何もきめなければいけませんから、きめる以上、それはコンセンサスということから表決はとらなかつたといつても、つくる以上、何らかの拘束力はある。その拘束力は、道義的拘束力と解釈するかどうかは別として、國連という舞台においてこの宣言、行動計画が出たのですから、やはりその線に沿つてこれを実行していくという点については、われわれは拘束力を受けているというふうに解釈しないと、もう法的拘束力はありませんから、單なる参考であります。聞く、聞かないは、それぞれの國が全く自由で、かつてでありまして、いふようにはならぬと思ふのです。

ですから、單なる参考と見ていいのか、法的でなくとも何らかの拘束力がある、こういう点は國連局長、どうですか。

○鈴木(文)政府委員 單に参考というふうには思つておりません。やはりいま言われたような意味の、これをできるだけ尊重して、この方向に近づける努力をしなければならぬというふうになつておられます。したがいまして、意見表明をいたしましたのは、單にこれがノーであるということではなくして、それぞれの國の國情もございまして、協力のしかたもございまして、できる限りそれに合った形の協力をするという意味の意見表明でございします。

○金子(満)委員 國連問題でも一つ關連ですが、これはすでに報道されていることであり、口

ンドンタイムズが三月三十日に報道した内容であり、日本の一般報道にも載っており、ローデシアの問題です。日本の企業が国連の経済断交決議を無視して、人種差別を行なっているローデシア、この長期にわたって大きな貿易を継続してやっていると、このように報道されているわけですが、これが事実であるならば、日本商社の悪徳商法というのは、国内ばかりでなく、まさに国際的だ、非難的になるのは当然だと私は思うのです。しかも、このロンドンタイムズは、悪徳貿易をしているものがトヨタ自動車と三井物産などであると名前をあげているわけですが、事実はどうなのか。この点についてお答えを願いたい。

○鈴木(文)政府委員 いま御指摘になりました具体的なケースとして伝えられているものにつきまして、通産省を通じて事情を調査方依頼しましたが、その結果は、そういう事実なしという返事でございます。

○金子(満)委員 そうしますと、ローデシアと日本の企業は貿易関係一切なしと言い切っているのですか。

○鈴木(文)政府委員 いままで私たちが通産省のほうから得ております回答は、そういうことでございいます。

ただ、先ほど先生御指摘のように、南ローデシアとの間には、国連の安保理決議の全面経済制裁を受けましてわが国もこれを順守する義務がございまして、この安保理決議を受けました閣議了解で輸出入貿易を一切停止しております。したがって、日本の商社と南ローデシアとの間の貿易関係はないという前提でものを考えております。

○金子(満)委員 この報道によりますと、国連が指摘した内容として、日本政府の統計が出ています。日本は南アフリカ共和国から一南アフリカも同じ人種差別を行なっている、国連の決議があり、ここに経済的な制裁を加えるということにはなっていないわけですが、この南アとの関係で、次のような数字が出ておられるわけですが、クロームの輸入でありますけれども、七一年に日本は七十一万九千

六百四十九トンを輸入している。しかし、南アフリカ共和国の統計では三十五万三千三百七十五トンの輸出していない。これは貿易をやっていること自身が問題でありますけれども、約半分の数字しか南アフリカが出ていない。

こういう中で、ロンドンタイムズの報道によると、南アフリカ共和国の証明でローデシアの産品がモザンビークを通して日本にきているというようにとれる節があるのです。ですから、もしそうでないとしたら、その差はどこから入っているのか。これは七二年の場合もそうでありまして、日本の統計は四十四万五千二百六十三トン、南アの統計では、南アから出たのは二十五万三千八百三十三トン、七三年は、日本の統計では六十一万九千九百三十三トン、南アの場合には、まだ数字がここには出ておりません。とにかく大きな差があるわけですが、これはロンドンタイムズが言うように、ほんとうにローデシアの産品をモザンビークを通じて持ってきているのかどうか、もしそうでないとしたら、この差というのはどこから入ってきているのか。この点はいかがですか。

○鈴木(文)政府委員 この差がどこから出たかという点は、非常にむずかしいといえますか、なかなか日本においては捕捉しづらい事情があるかと思ひます。

それからもう一つ、技術的な理由として、南アフリカは、統計上仕向け地主義をとっております。これに対して、わが国は原産地主義をとっております。この辺も、あるいは技術的なことにしろ差の出る一つの原因ではないかと思ひます。

ただ、南アフリカの輸出統計とわが国の輸入統計に非常な差が出てくるということが制裁破りではないかという疑惑が生ずることを、われわれとしても非常に懸念いたしておりますので、できるだけのクロームが南アフリカ原産であるということを確保するための手続上の措置の強化ということを現在考えております。

現在、南アフリカから産品を輸入します場合に、南アフリカの原産地証明書が大体ついており

ますけれども、それがほかの国からの品物にたまたま原産地証明書がついているということがかりに起こった場合には、この原産地証明書の信憑性というものが失われますので、実際に輸入される品物が南アフリカ原産であるということを確保するために、単にその原産地証明書だけではなくて、それ以外に南アフリカで入手できるような資料を、さらに輸入の場合には必要な資料ということで手続を強化できないかどうかということで目下慎重に検討中でございます。

○金子(満)委員 たとえばローデシアの産品を南アフリカのある企業が買収する、これを日本の企業がそこから買う場合に、原産地証明書というときに、これは全部南アフリカになりますか、どうですか。

○鈴木(文)政府委員 日本の商社が、ある品物を南アフリカから買収する場合に、南アフリカのおそらく特定の輸出業者と契約すると思ひますが、その品物について南アフリカの原産地証明書がついていない場合には、日本の輸入業者は、これは南アフリカ原産ということに契約し、かつ引き取ることにすると思ひます。

○金子(満)委員 その場合、ほんとうに南アフリカ共和国の原産でなくて、その中にローデシアのものが入っていたとしても、これはいいということですか。

○鈴木(文)政府委員 その点は、日本の輸入業者にはなかなか捕捉し切れない点じゃないかと思ひます。つまり輸出業者が南アフリカ原産の証明書をつけている限りにおいて、日本の輸入業者は、これは南アフリカ原産であるということに契約し、かつ引き取るということになると思ひます。

○金子(満)委員 ロンドンタイムズも、非常に巧妙な形でいうことがいわれているのですが、局長もいま、数字上の差が非常に大きい、この問題については捕捉しづらいのだと言われましたけれども、私は、これはやる気になれば捕捉できると思うのです。それは小さな数字でなくて、とにかく七一年についても七十一万と三十五万ですか

らね、これはちょっと計算間違いというようなものではないと思ひますね。

ですから、これは調査をすべきだ。そしてほんとうにローデシアとそうした貿易行為、経済行為を行なっていないのだ、国連の制裁決議を破っていないのだということを天下で言えるのだったら、その科学的な裏づけを出さなければいけない。これが実際にはできていない。ロンドンタイムズの報道の中にも、日本政府はこれまでもこの問題について国連から指摘されて取り締まりを強化するという約束をしていると書いてありますね。こういうことが過去にあったのかどうか、その点はいかがですか。

○鈴木(文)政府委員 国連の照会に対しましては、そういう統計差の問題も一応指摘されておりますので、わがほうとしては、南ローデシアの産品を輸入しているという証拠はないし、またそうは思っていないけれども、さらに取り締まりの面の強化をはかってそういう事実が起らないようになお方式を検討したい、検討中であるということ、は、国連側には返事いたしております。

○金子(満)委員 そういって、去年の八月、国連の制裁委員会が日本政府に覚書を送った、そしていま外務省はその覚書について返事を事務総長に出すよう準備中である、こういうふうにも報道されているのですが、こういう事実がありますか。

○鈴木(文)政府委員 その点につきましては、関係省とも鋭意協議しました結果を昨年の十二月に、先ほど申しましたような趣旨で、つまり取り締まり措置を強化する方法を検討中であるということ、国連のほうに返答をいたしております。

○金子(満)委員 八月にきたものに対する回答として、検討中であるということはいま言われたわけですが、現在準備中である、これは全然ないことですか。

○鈴木(文)政府委員 検討いたしましたのをさらにフォローアップいたしまして、一つは関係省との間の協議、それからもう一つは、それを実施す

の場合にあるいはどういふふうなかつこうで実施できるか、特に南アフリカ政府の協力も得る必要もございませうし、またそういう取り締まり強化については非常に技術的な点もございませうので、その点をわがほうの南アにおける公館に對しまして訓令を出して検討を依頼しているところでございます。

○金子(満)委員 その去年の八月日本政府に於てられたといわれる覚書は、当然これは秘密のものじゃないかと思うので、あとで提出していただきたいと思いますが、委員長、取り計らってもらいたいと思います。

○鈴木(文)政府委員 国連の制裁委員会の中身とありますが、これは一応たてまえ上非公開というが、クローズされているかつこうになっておりまして、けれども、いま先生の御指摘の点もございまして、ので、ひとつ検討させていただきたいと思ひます。

○金子(満)委員 ぜひこれは出していただきたいと思ひます。私は、ロンドンタイムズの報道の内容がかなり重要な内容を持っていると思う。それは日本の企業名まで出ているわけですね。そうしますと、一定の確証があつたのだと思ひますが、当然であつて、しかもローデシアから輸入しているものは、単にクロームだけでなくて、石綿とかたばこの問題まで出てきているのです。しかも、たばこの輸入についても、ローデシアのソールズベリーですか、たばこ輸出会社から三井物産が輸入をしている、こういうようなことであるわけですね。

三井物産とかトヨタ自動車とか、こういう点については絶対にそういうような貿易の形跡もないといふことを国連局長ここで言い切れますか。ですから、国連がそういう覚書を出すこと、あるいはそういう勧告みたいなことを日本に言ってくることは筋が違ふのだ、疑われては困る、こちらは潔白である、こういうことが断言できるのですか。

○鈴木(文)政府委員 いま御指摘のございましたたばこにつきましては、専売公社を通じて調べて

査の結果、そういう事実がないということがはっきりわかりましたので、それは国連に通報してございませう。

それからトヨタ自動車の件でございませうが、これも非常に慎重に通産省を通じて調べましたところ、トヨタの自動車の何台がどこに上がつていっているという事実がはっきりわかりましたので、したがって、先ほど言われたような制裁取りということはないといふことがわかりましたので、これも国連のほうに通報しております。

○金子(満)委員 私は、これは非常に大事な国際問題だと思ひます。国連局長の明言によれば、そういう事実はありません、日本は全く潔白であつて、制裁破りのようなことは全くないのだ。ところが、国連のほうはあるという形で覚書を出してある。そして八月にその覚書を日本に渡して十二月に一応返事はした、しかも現在まだそれを調べてある。こういうことになると、あまりにも時間がかり過ぎるし、それほど潔白であれば抗議ぐらいすべきだと私は思ふ、ほんとうに潔白なら、何でその点をもたもたしているのか、時間ばかり食つてゐるではないですか。

こうした疑惑は、単にロンドンタイムズだけじゃないかと思ひます。アフリカの諸国だつてそのことを同じ疑惑を持っていると思ひます。こういうことについて、国連に対して政府はどのような態度を表明するのか、ただそういうことはありませんとすることだけで済ませるか、どうなんですか。ほんとうになつたら、もつとないといふことを天下に公表すべきだと思ひます。これは三月三十日のロンドンタイムズですよ。そして日本の一般紙にも報道されてある。そして四月に入つてからもいろいろな記事が出てある。こういうことです。外務省として、あるいは政府として、この問題はこうだといふ明確な態度表明といふものをすべきだと思ひますが、その点どうなんですか。

○鈴木(文)政府委員 この問題のむずかしい原因は、南アフリカとの間の貿易関係は維持されてい

るのに対し、南ローデシアとの貿易が国連の決議によりまして禁止されてある。したがって、南ローデシアの産品が周辺の諸国を通じて流れているのじやなからうか、それをどういふふうにつまづかせるかといふところに問題の本質があつたと思ひます。日本は、南アフリカとの通常貿易は認めておりますので、したがって、南アフリカの原産地証明書がある限りこれに對する輸入というものは通常に行なわれているわけでございます。

ただ、先ほど統計差で象徴されますような輸出と輸入の非常な違い、これがどこからくるかといふ点につきましては、わがほうとしても非常に関心がございませうので、これは指摘をまつまでもなく、南ローデシアの産品が日本に入らないようにするための措置の強化について、いま積極的に検討し、関係省との間の協議を通じて、一案を案は詰めてつづける段階でございます。

その措置の内容につきましては、まだ確定しておりませぬので、国連の事務局にも的確なかつこうでは通報しておりませんが、取り締まりの措置の強化について目下検討中であるという趣旨のことを返答しましたのは、積極的に、本件についてできるだけそういうあらぬ疑惑のかららないような措置をいろいろと思ひめぐらし、またそれについて技術的な点を詰めておるといふのが現状でございます。

○金子(満)委員 指摘されるように、ローデシアに對する全面制裁の決議が安んずる行なわれたい。この中には、貿易の禁止はもちろんで、領事や通商代表を引き揚げるといふ内容まで出ていられるわけですが、領事とか通商代表は全部引き揚げているわけですね。

○鈴木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○金子(満)委員 局長は事もなげに南アとの貿易は認めているのでありますといふことを言うので、すけれども、南アについて、人種差別問題で国連がどういふ態度をとっているか、当然御存じのことだと思ひます。私は去年、アフリカ開発基金

の問題が討議されたときにもこの問題に触れました。五十二の企業が南アに入っているという事実も外務省から報告を受けました。国連の南アにとつては、貿易はもう認めていませうと何のたぐひもなくすらすらと出るのですが、この辺の解釈をどうするのですか。

○鈴木(文)政府委員 南アフリカに對する措置につきましては、国連がいままでどういふことをしてきたかといふことを簡単に御説明しますと、一九六二年の総会の決議で外交、領事あるいは公的な関係の断絶を要請する決議案が出ましたが、わが国はこれに對して反対したわけでございます。したがって、現在南アとの間には、総領事館を置いておりました、領事関係はございませう。それから貿易関係につきましても、やはり六二年の総会で貿易関係を断絶すべしという決議案が出ましたが、わが国は反対したしております。したがって、南アとの通商貿易を現在も日本は続けているわけでございます。

それから南アに對する海運、航空関係の停止の要請の決議案が、これも六二年に出ておりますが、わが国はこれに反対をいたしております。ただ、わが国と南アとの間には、実際上航空路の開通はされておりました。船舶の航路は開設されております。

それから文化あるいはスポーツの交流関係でございますが、これは一九六八年と七一年の二回決議が出ておりますけれども、わが国は七一年の決議に對しては賛成いたしております。という意味は、日本政府は各種の民間団体に対してできる限り文化、スポーツの交流をしないようにデイスカレッジする、法的規制は行なつておりませぬけれども、できるだけデイスカレッジするといふのが日本のとつてゐる立場でございます。

○金子(満)委員 国連の決議といふものに日本は反対したのだから全く拘束されないといふわけでも、すらすらこうやつてゐるわけでありませうけれども、そういう考え方は是非の問題だと私は思ひます。つまり、ローデシアの問題にしろ南アの

問題にしろ、人種差別の問題は国連で一度ならず二度、三度と長期にわたって議論されていることである。そして特にローデシアのほうは全面制裁ですから、南アより非常にきつい内容になっている。南アについても国連の決議はされておる。いま、日本が南アの人種差別問題についてどういう態度をとっているかというのは、アフリカ諸国からは非難的になつておると思うのです。これを国連局長も外務省も知らないことはないと思うのです。在外公館をもし必要があつて集めて、あるいはまた個々にいろいろの情報その他を聞く場合にでもこの点を考えなければならぬ。

去年私が同じ外務委員会で質問したときに、南ア貿易については、これを押えるように指導しているけれども、何ぶんにも企業がやることであります。そういう意味の回答がありました。こういうふうにローデシアの問題が出てくると、今度は南アのほうは何のブレーキもないのです。こういうようなやり方が、今度の国連の資源総会における宣言と行動計画、これに対する態度の中にも、私は共通した考えがあると思うのです。そして決議、行動計画の性格、権威というものについても、やればやる、やれなければやらないでいいんだという点で、非常に軽く見ているのじゃないか、そういう点を私はどうしても思わざるを得ない。こういう点で私は、ロンドンタイムズのその報道した内容が、いまの国連局長の答弁によりますと、全然うそである、全く捏造だということに聞こえてくるのです。

ですから、そういう点あれやこれや総合的に考えてみて、私がぜひ確かめておきたいのは、取り締まりを強化するという点を先ほど局長は言われましたが、どこを何を取り締まるのですかね。この点をもう一度お知らせ願いたいと思うのです。

○鈴木(文)政府委員 南アフリカから輸入される品物が南アフリカの原産であるということを確認するために必要な手続上の措置の強化ということでございます。

○金子(満)委員 それは調査して措置するということであつて、取り締まりということじゃないでしょう。取り締まりということになるとどういうことになるのですか。

○鈴木(文)政府委員 取り締まりということは、これはできないと思ひます。つまり、日本の輸入業者が南アフリカの輸出業者からの契約で物を買うわけでございますから、結局その品物が南アフリカ原産であるかどうかというところは、その輸出業者の出す書類といひますか、それを通じて、それが南アフリカの産品であるということをしてだけ確保する以外に方法はなかなかないのではなからうかと思ひます。そういう意味の手続上の措置の強化ということで、つまり南ア側の協力を得るということ、目下鋭意、南アの公館に訓令して、技術的問題を含めて検討してもらつてゐるところでございます。

○金子(満)委員 もう一度この点は確かめておきたいと思ふのですが、南ア産品という証明の中にローデシア産の物が入つていたとしても、日本政府としては関知しないし、そういうことがあつてもやむを得ないというようにお考えになりますか。

○鈴木(文)政府委員 もし南ローデシアを原産とする品物が入つておれば、それは南アフリカの原産ではないわけでございまして、別物であるうと思ひます。ただ、日本がある品物を南アフリカから輸入します場合に、原産地証明書を要求しましたときに、一応南アフリカの規定にのつた原産地証明書、つまりこれは南アフリカ原産であるという証明書を添付してあるものにつきましては、日本の輸入業者はこれは南アフリカ原産だといふふうに考えざるを得ないわけでございまして。

○金子(満)委員 別の物である、つまりローデシアで出た物と南アで出た物、これは別の物である、これは当然ですわね。それを貿易する場合、原産地証明といふときに、南アの企業がこれは南アの産品でありますという証明をとかくした場合は、すね、こちららもうそれにはタッチしないという

ことであると。南アもローデシアも人種差別の国なんですね。そして国連から非難をされ、指摘されている国なんですよ。そうしますと、日本の企業は非常にいい、もう脱法行為もいいところだ。両方がいろいろ。両方がいろいろのは、ローデシアと南アという話をつけてローデシアから逆に流す。それでこれが南ア産品として日本に來る場合にこれをチェックできないし、貿易企業としてはその南ア証明でいく以外にないのだといふことになる、これはえらいことになると思ふのです。

そういう意味で言えば、ローデシアとは何も貿易はありません、全く無傷であります、こういうことになるのですが、これは非常に大事な問題で、その内容に入つてまで政府として企業を指導し、また調査する、こういうようなことをやる気持ちがあるかどうか、その点、いかがですか。

○鈴木(文)政府委員 これは日本側の問題よりはむしろ輸出する南ア側の問題であらうかと思ひます。南ア側の単に原産地証明書だけでは必ずしも南アが原産のものだけに限らないといふし、おそれがある場合には、それ以外の何らかの手続的な要件を加重することによつて南ローデシアからの産品がまじらないような方法があるのかないのか、あればどういふ方法が一番適當であるかといふことを、実は内々われわれで検討しているわけでありまして、それが先ほど私の申し上げた意味でございます。

○金子(満)委員 時間がありませんから……。そこで外務省あるいは通産省その他政府関係の機関で、いま局長が言つた点ですけれども、この報道によるとイギリスその他の国々六カ国に、役所の人といふのだからそこかわかりませんけれども、六人を派遣したといふようなことも書いてあります。そういうような事実はあるのですか。

○鈴木(文)政府委員 外務省、通産省を含めまして担当官がそういった国に回つたといふことはございまして。

○金子(満)委員 いつ回つてきたのか。帰つてき

たらその内容を私は報告していただきたいと思ふのです。これは外務委員会でもなくとも、調査結果を当然文書でまとめておられることだろうと思ひますので、これは秘密ではないと思ふのです。その点を委員長ひとつお計らい願ひたいと思ひます。

○鈴木(文)政府委員 これは各関係国政府との非公式な話し合いなども内容となつておりますので、たてまえ上は外に出さないかつこうでできておると思ひますけれども、一応検討させていただきます。

○金子(満)委員 では、その点はあとでまた個々にでも質問をしてたゞしておきたいと思ひますが、いすれにしろ、この問題はほんとにでかい問題だと思ふのです。日本政府の言つてゐること、少なくとも国連局長の言つてゐること、国連が指摘していること、ロンドンタイムズ、それからイギリスの政府の考え方、指摘の問題、これは部分的な相違ではなくて、全然白と黒の相違なんです。こういう問題が現に国際的にも明らかになつた以上、これはこのことの進展の状況によつては日本政府として非常に大事な責任問題になると思ふのです。

私は、そういう意味からもこの問題は今後とも究明していききたいし、今後ともこの問題はわれわれが黙つていても国際的に究明される性質のものだ。そして企業の名前も幾つかあがつておる。その企業のことにしても国連局長はノーという立場でこれは言い切つておるわけですが、これはもしそうでなかつたときにはたいへんなことになるだろう。私はこういうことを警告もし、今後とも究明をしていく、このことを申し上げて質問を終りたいと思ひます。

○木村委員長 この際、午後二時十分まで休憩いたします。

午後一時三十五分休憩

午後二時十三分開議

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。永末英一君。

○永末委員 四月の初めに韓国で日本の学生の早川、太刀川二君が逮捕されましたが、外務大臣、なぜあんなことが韓国で起こるのでしょうか。

○大平國務大臣 正確な事実関係について、いま韓国政府に照会をいたしておる段階でございます。私どもまだ真相を十分掌握いたしていないので、いまの御質問に対して的確なお答えをまだできない段階でございます。

○永末委員 韓国の政権が通常の政権と申ししますか、わが国のような状態を通常といった場合に通常と申し上げておきますが、そうでございますら、逮捕という行為があつてから一月以上たつておりますのに、隣国の政府にその実情をつまびらかに知らせないというのではないと思ふのですが、どう思われますか。これで正常な日韓関係だと感じになりますか。

○大平國務大臣 私どもが直接接触を持っておりますのは外務部でございますが、事柄は治安当局の御指導が進められておるようでございまして、御指摘のように速い速度で御通報がいただけない状態であることを非常に残念に思つておるとは事実でございますが、鋭意努力をいたしておるところでございます。

○永末委員 努力をいたしておるといふ大臣の言明は、そのまま受け取らざるを得ませんけれども、ともかく大統領緊急措置というふうな、言うならば通常の法律によらずして逮捕されているようでございします。しかも、その発表が外務部の発表ではなくて、中央情報部の発表によつてしか知り得ない、こういうことでございしますから、われわれ隣国におる者といましては、きわめて異様なことが韓国で行なわれているとしか察せられないのでございまして、一月以上待つてこの状態でございますが、この二君、日本国民でございますけれども、日本国民の生命並びにその安全について、外務大臣は確たる通報を一体いつころ得られると

いうお見込みでございますか。

○大平國務大臣 生命とか安全とか、それから取り扱い上遺漏がないようにということにつきましては、先方も誠意を示しておるわけでございします。で、私も別に心配はいたしておりません。ただ、この事件の収束がいつの段階までに可能であるかという展望につきましては、いまだ見当はつきかねておる状況でございます。

○永末委員 韓国の政権が自分の隣の国の学生を、どういふ容疑が知りませんが、スパイ容疑であると伝えられておりますけれども、逮捕して一月以上その人々の母国の政府に内容を通告しない。そういう政権をつくらねばならぬような事情が韓国にあるのだ、こういうぐあいになれわれ判断するのですが、そうでございますか。

○大平國務大臣 たびたび申し上げておるように、それぞれの国がそれぞれの政権を選択いたしておるわけでございまして、それについて論評するといふ立場にないことは御了承いただきたいと思ひます。

○永末委員 過般、北のほうの朝鮮民主主義人民共和国側が、アメリカとの間に平和条約を結んで、いままでのいわば対決状態を解消しよう、こういう用意がある旨の発表がされたと伝えられておりますけれども、外務大臣はこの北のほうの意思をどのように受け取つておられますか。

○高島政府委員 三月下旬、北朝鮮のほうから米国の議会に對しまして、いわゆる平和条約という提案をいたしまして、現在朝鮮にございします国連のもとでの休戦体制にかわる一つの仕組みを提案いたしております。

これは取り立てて新しい提案ではございませんで、前から北朝鮮のほうはそういう考えを抱いておられます。この目的は、それによつてまず現在の休戦機構を廃止して、そのもとで国連軍を撤退せしめる。さらには米軍の撤退を促進する。そういうことによつて北朝鮮と韓国との間の統一を希求するといふ構想だと思ひます。

これに對しまして米国のほうでは、直接政府に

對する提案ではないという点も一つの問題点でございします。またさらに、将来の統一という点を考えるならば、当事者であるべき韓国との協議も当然経なければならぬ問題であるにもかかわらず、そういうものを頭越しにいきなり米国の議会あてに提案をされたということについて、非常に不満と失望を持っております。わが国といたしましては、朝鮮の平和的統一ということは、民族の統一の問題として強く希望いたしております。

けれども、そのようなやり方ではたして朝鮮の統一といふことが可能かどうかという点については、大体米政府と同様な考えを持っております。

○永末委員 北朝鮮側の意図についての外務省側の見解をお述べいただいたのでございしますが、過般、シュレジンジャーアメリカ国防長官は、朝鮮半島に一個師団のアメリカ軍を残すことが自分の方針である、このように言つておられるわけでありまして、北側の意図の中に、これは共產主義国が西側との接触地点においていつも言うことでございしますが、外国軍隊の撤退ということを、ある状態を緩和するについては必ず言うわけでございします。

さて外務大臣、韓国側ではなお軍事政權的な色を濃くしておる。北側は、ある意味では平和攻勢をかけておる。アメリカ側の駐兵というものは、いまなお日本は、韓国、朝鮮半島の隣にある国でございしますが、このあたり、北東太平洋の地域には必要だと思ひますか。

○大平國務大臣 私どもがこいねがつておりますのは、現実のアジアにおける状況が、大きな動揺がなく、推移していくことであり、その過程において漸次平和的な共存が定着していくということをこいねがつておるわけでございします。現在、アメリカ軍が朝鮮半島ばかりでなく、アジアに駐屯いたしておりますが、それ自体の評価については、いろいろ評価があろうと思ひますけれども、アジアの安定をささえる意味におきまして、アメリカ軍の存在といふものは、私は、好むと好まざるにかかわらず大切なことであると思つております。

す。それは、そのことによつて熱い事態が起こるのではなくて、そのことによつてアジアの安定が確保できるからという意味において私は評価したいと思つております。

○永末委員 力というのは、相手方の力と見合つて存在し得るわけでございしますから、大平さんの見通しでは、これはだんだん減つていくであろうと思ひますが、強化されるであろうと思ひますか。

○大平國務大臣 それはアメリカのポリシーにかかるといふわけでございまして、私が申し上げる問題ではないと思ひます。しかし、これまでの推移を見ておきますと、漸次縮小の方向をたどつてきたことは事実でございします。最小限度の軍事的存在で平和が保障されれば、それは望ましいことであると思ひます。

○永末委員 極東並びにアジアに對するアメリカの駐兵の量はアメリカが決定いたしますが、わがほうは日米安保条約でこれとのかかり合ひを持つておりますから、その意味合ひで、日本政府が考える国際情勢の推移に基づいて一定の要求をアメリカに出すのは、当然のことではないかとわれわれは考えます。

そこで、ちよつと方向を変えて伺ひたいのですが、三木特使が先日アラブを訪問いたしましたときに、スエズ運河の再開、掘さくについて日本政府から金を出すという約束をしてまいりました。実行されておりますか。

○御座政府委員 三木特使が昨年末にエジプトを訪問されました際に、スエズ運河の拡張工事のために三百八十億圓——その拡張工事と申しますのは、スエズ運河を大体において北と南に分けまして、南半分、しかもその第一期工事分ということで三百八十億圓の円借款を供与することを約束されました。このお金は、いま永末先生がおっしゃつたように再開ということではございせん、スエズ運河を将来拡張するための工事のお金ということでございます。現在のところ、いろいろスエズ運河をめぐる政治情勢の転換に伴いま

して、大体再開が可能となってくるような情勢がもたらされてきつていますが、その再開の直後に必要といたしますものは、まず沈船の引き揚げでありますか、それからどうか詰まっておりますので、しゅんせつでございますとか、そういうようなことでございます。

こういった部分の工事は、日本以外の国が実行をするということになっておるようで、このために大体一年ぐらいの日が必要とされるということでございますので、この三木特使のお約束になりました三百八十億円につきましては、現在のところ、まだ実際に正式のお約束の段階にも至っておりません、いわゆる政府対政府の公式のお約束は、もうちょっと時間がたつてからすれば足りるものというふうに了解をしております。

○永末委員 重要な点でございますので、確認をいたしておきますが、二月のエジプトの半官紙アル・アハラムによりますと、大体八月ごろには再開しようというので、進めておるといふのでございしますが、それについては、日本の政府は何らコミットをしない、こういうことですね。

○御座政府委員 いま先生御指摘のとおりでございます、再開後の拡張工事のためのお約束でございます。

○永末委員 さて、過般アメリカは、イギリスとの間に約束をいたしまして、そしてイギリスの領土でございすインド洋のちようど中心部にございすジエゴ・ガルシア島に米軍の基地の拡張の約束を取りつたと伝えられて、この点につきまして、いろいろな問題が起つておるのでございしますが、アメリカは、一つには第七艦隊がここに常時停泊できるような港の拡張をやるというのでございまして、第七艦隊につきましては、横須賀が航空母艦のいわゆる母港化をされておるといふのでございすから、わが国との関係が非常に深くなります。外務大臣は、このジエゴ・ガルシア島の米軍の基地拡張工事について、どのような評価をされますか。

○大河原(良)政府委員 ジエゴ・ガルシアの拡張

の問題につきましては、米側が言っておりますことは、この島が従来イギリス政府との約束によって海軍の通信施設として使われておりましたものを艦艇に対する支援施設の改善、滑走路の延長、給油施設、宿舎の増設、こういうふうな設備を施しまして、給油、補給のための施設をふやす、こういうことを考えておるといふふうに聞いておるわけでございます。ただ、五月七日の米議会上院の本会議におきまして補正予算で計上しております二千九百万ドルというものが全額削除という決定を見ましたので、しばらくこの工事がどういふふうになりますか、もう少し見定めなければいけないと思います。

○永末委員 いまの上院での削除がございしますと、工事はできないと判断されておられますか。

○大河原(良)政府委員 米議会上院におきまして、下院はこの補正予算を承認いたしておりますけれども、上院は別の意思を表明したわけでございます、今後議会上におきましてどういふふうな措置がとられるかまだはっきりしないと思います。

いずれにいたしましても行政府といたしましては二千九百万ドルの補正予算の要求をしておりますが、上院段階におきましてこれが削除されておりますので、工事のほうは若干停とんするであろう、こういうふうな考えられます。

○永末委員 ここにアメリカの基地の拡張、いま局長が申されたこと、補給なり、ことに滑走路の拡張というのは基地拡張の明らかな証拠でもございまして、二千九百万ドルを用意してここに人員を増員し、さらに補給施設を拡大する、給油施設を拡大するということは基地の拡張でございすから、その意味合いでは、もしアメリカの艦隊がここへ顔を出すということは、同時にスエズ運河の再開と見合せてソ連の艦隊が黒海、地中海方面からインド洋にきわめて容易に到達し得るといふ現象をもたらすわけでございます、その意味合いで穏やかなインド洋にたまたま起つてはならぬ、こういう感覚が沿岸諸国にはございまして、たとえばインドのガンジー首相、またインドネ

シアのスハルト大統領等もインド洋を安泰にしてほしいという意味での自分たちの意見を發表しておりますが、日本政府はインド洋がどうなつてもいいのでございすか、大平大臣。

○大平国務大臣 インド洋が波静かな大洋であることを望みます。

○永末委員 そのためには日本政府としてはいま局長の話によりますと、上院で予算が削減されたというのですが、ニクソン行政府はここに基地の拡張をやるという方針を持っていることは事実でございます、それはもし第七艦隊がここにお足しげく行くといふと、わが国との関係が非常にこの地域について濃くなるのでございすが、望んでおるだけですか、何らかの日本政府としての意思をアメリカ政府に連絡されますか。

○大平国務大臣 これは米英間の問題であるし、また拡張計画自体が米国のきめる問題でございまして、日本政府としてこれについて何らかの意思表示をするというつもりはありません。

○永末委員 大平外務大臣は外交と軍事力の問題についてはきわめて消極的な評価をしておられるようでございます、わが国の場合、軍事力によって外交いたす可能性はほとんどございせん。だから、その限りにおいては消極的な御判断をしておられても別段差しつかえはないと思ひます。

思ひますが、よその国は自国の持つ軍事力の上にもその外交方針の多くの部分を立てて実行しておるといふ御評価がなければならぬのではなからうか。

でなければ、なぜ一体スエズ運河の再開が問題になり、このインド洋の孤島でございすジエゴ・ガルシア島における米英の基地拡張の協定が問題になるかといふことはわからぬのでございまして、わが国の方針が軍事力の上に成り立つ外交方針を立てないのだといふこと、ほかの国がそうやっていることとの違いはやはり認めていただかなければならぬ、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○大平国務大臣 永末さんおっしゃるように、各

国の軍事政策、外交政策、あるいはその関連等につきまして論評することはできない相談ではないと思ひますが、日本といひまして、いまあなたが提起されておる問題につきまして意思表示をすることが適切かどうかといふことはわれわれの問題なんでございまして、私の判断ではそういう必要はあるまいと考えております。

○永末委員 最近防衛庁側の方針として伝えられておるところでは、非常に物価が上がつて油も窮屈になつたので、四次防は最初の計画どおりにはいかないのだ、小さいところとどめよう、こういう計画があるようでございますが、いまの外交とわがほうの持つ軍事力という観点においては四次防がどっちへころがろうとそんなことは大平さんの外交方針には無関係だと解釈していいのでございましょうか。

○大平国務大臣 私はかねがねわが国の既存の条約のワク組み、すなわち安保条約を軸といたしまして日米間の取りきめというものを、またそれとの関連におきましてわが国の自衛力というものが漸次整備されておるといふことは、アジアのこの地域の安定をささえる一つの大切な要素であると考えておるわけでございます。したがひまして、安保条約は手がたくこれを堅持してい。

また、わが国の自衛力の問題につきましては、これを大幅に増強するといふことは必ずしも絶対に必要だとは考えませんけれども、これをなおざりにしていいとは思ひませんが、これを今日兵器の開発、軍事技術もだんだん発達しておるときでございすから、老朽化したものを近代的に置きかえるだけでも、相当経費がかかること

でございまして、今日防衛庁が計画されて遂行されているような整備計画というふうなものは財政が許す限りはやっていたらいたほうが望ましいと思ひます。

○永末委員 きょうアメリカとの間で協議になつておると伝えられております沖繩VOAの廃止は決定になりましたか。

○大河原(良)政府委員 沖繩返還協定の中で沖繩

にありましたVOAの取り扱いについての規定がございす。その協定第八条の中に、二年後に将来の運営について日米両国政府は協議に入るという規定がございすので、これに基づく協議を昨日行ない、本日これからまた行なうところとございすけれども、日本側といたしましては、協定の規定に従ってこの沖繩におけるVOAの将来の運営が固められていくことを考えて交渉に臨んでございす。

○永末委員 私はまだベトナム戦争がございすたときにこのVOAを見に行ったことがございすけれども、その内容を聞きますと、ベトナム向けの放送、朝鮮向けの放送、中国向けの放送というのが電波の関係で主たる時間帯をとってございすように思ひます。

さてその後、ことに沖繩返還後のあたりの情勢は急変し、特にまた米中間係が急変いたし、ベトナム戦争は終りました。だいたひとしますと、沖繩のVOAがその当時持っておった役割りというのとはなつたわけがございす。

また、わが国と中国との関係がすでに国交回復された以上、アメリカ側の意図に協力をする必要もさらになつておる。いま交渉の当事者でございすから、さらさらと話がされましたけれども、大平さん、もうVOAなどという対敵関係を前提にしたような、そういう放送をわれわれの領土内にアメリカに持つことを許す必要はなくなつておるとわれわれは思ふのですが、あなたはと思われまふ。

○大河原(良)政府委員 VOAが行なつております放送は、ニュースでありまふとかあるいは音楽でありますとか、そういうものを放送しているわけがございまして、米側はいわゆる敵性国家に対する宣伝的な、あるいは謀略的な放送ではないのである、こういうことを一貫して説明してきておるわけがございす。

日本側といたしましても、沖繩返還当時の約束によりまして、そのモニターをずっとやってきておりますけれども、確かにニュースなり音

楽なりが主でございす。米側の説明では、いわゆる冷戦時代に行なわれまふた敵性国家に対する謀略放送という性質のものでは全くないということとを強調しておるわけがございまして、そういう意味でこれらのニュースというものが聞かれておる人々にある意味では喜ばれておるということとを、米側として言つておるわけがございす。

○永末委員 なぜ、沖繩にそれがなければならぬのですか。沖繩になければならぬ積極的な理由を、日本政府はどうお考えなすか。

○大河原(良)政府委員 沖繩がアメリカの施政権下に置かれておりました当時から、VOAがあそこで放送をずっとやってきておりました、その関係で沖繩返還の際に、VOAの処置につきまして日米間で折衝が行なわれまふた。その当時のいろいろな経緯にかんがみまして、暫定的な期間にはVOAの放送を引き続き認めるといふことを協定に約束いたしたわけがございす。その協定によります運営を現に認めておるわけがございす。

○永末委員 私が申し上げておるは、経過を聞いているのではなくて、経過はもう万々承知をいたしておる。それから二年間の国際情勢の変化というものの、それから日本がいま置かれておる地位というものの、アメリカに対して、日本政府はもうこのあたりで、協議の時期が来たが、五年と約束してあるけれども、もう廃止されたらどうかと言われる腹がまえを持っておられるかどうかを聞いておる。これは大平さん、答えてくださいよ。

○大平国務大臣 沖繩返還協定のできばえにつきましては、いろいろな評価があろうかと思ひますけれども、いやしくもこれが日米間でお約束になつた以上は、この協定を踏まえて、誠実に履行してまいる立場に日本政府はおるわけがございす。VOAというやうなものがあそこにあつていか悪いかという前提抜きの話ではなくて、すでに現にそこにあつて機能しておるといふ経緯を踏まえて、われわれは返還協定という約束を念頭に置いて、これを今後どうしていくかということの

交渉に入つておるわけがございすので、私といたしましては、この協定の精神を踏まえて粘り強く交渉をしてまいるというのが、いま精一ぱいの気持ちでございす。

○永末委員 もう時間が参りましたので、これでやめますが、大平さん、アメリカへ参られまふたら、ぜひひとつ、日本の国内の世論の中には、二年間の国際情勢の変化というものを日本の政府がちゃんと受けとめなければ、たとえ日本政府自身が日米安保条約の堅持なんて申しましても、実態が變つてくれば、アメリカ側の要望どおりまいらぬのでございすから、その辺を十分に申し伝えて、VOAは小さいやうな問題でございすけれども、アメリカの施政権下に、しかもあのときの状況でアメリカが必要とした事態は、だれが考えたつてなくなつておるのでございまして、そういうものをアメリカが主張するからといって受けおつたのでは、それは日本政府がどんなに日米関係の好転を思つたつて、その日本側のささえておる地力がくすれてくるのだという、日本の世論の変化を十分にひとつ御説明をお願いしたいと思ひます。

終ります。

○木村委員長 水野清君。

○水野委員 私は、最近の韓国における日本人の二人の逮捕事件についてこれから質問するわけがございす。最初にこの質問がいろいろな意味で複雑に理解をされると思ひますので、私の立場を正確に申し上げます。実は私はこの質問をするのは、いまの韓国政府に対して特別な反感を持つておるか、あるいは内政干渉的な考え方を持つておるかということと質問をするわけではないわけがございす。

実は私は、この五月の初旬の連休の期間、韓国を旅行して来たわけがございす。この逮捕者の周辺の人たちにも、何人かに会つて直接接して見たわけがございす。一言にこの直接の問題を除いてはかの角度から申しますと、私は韓国の今度の旅行に際して、いまの政権が、日本では非

常に統制的で、きわめて好ましくない政権のようないわれておるが、その面は別として、経済政策の面では私はかなり評価をしていい仕事をしていふのではないかとこのように見てきたわけがございす。

たとえば、これは政府委員の皆さんはむしろ私より御承知でしょうが、日本の経済協力でできた浦項の製鉄所、この運営も現在では一人の日本人もいせんが、りっぱに運営をしておる。経営的にも非常にうまくいつておるやうであります。あるいはその近くに、これは向こうの現代造船という名前の会社が造船所をつくつておるが、私も意外であつたことは、韓国人の人たちだけの手で三十三万トンのタンカーをりっぱにつくり上げて、何隻もできておる。こういう情勢、あるいは韓国国内の一般的に、これはきわめて表面的な面では、なかなかうまくいつておるじやないかという、私は率直な印象を持ったわけがございす。

もちろんこのことは、これから私が何う早川、太刀川両氏の逮捕事件とは違ふ問題でありますけれども、私は最初に蛇足を言うのはおかしいのであります。この事件を取り上げることによつて、何か韓国政府に私は特別な反感をもつて質問をするというふうに、現在の韓国の情勢自身がとられがちな情勢でございすので、その質問に先立つて、私の自分の見解をまず申し上げるわけがございす。

ところで、早川、太刀川両氏の問題に入ります。実は私はソウルで、韓国政府の李秉禧さんという第一無任所大臣に会いました。約二時間近くも話をしたわけがございす。私はこのときにも、今回の両氏の逮捕事件の問題は、日韓友好のために、韓国の法律に違反すると向こうは言つておるわけがございす。違反することはいかんとは別として、早期の釈放をすることが日韓両国の将来のために非常に望ましいことである。特に、両氏を将来軍法会議にかけるといふ可能性が非常に強いやうに受け取れましたが、軍法会議にかけるといふやうなことになりますと、これは日本の世論

をきわめて刺激することになるだろう、これは私たちとしては望ましいことではない、できるだけこれを避けてもらいたいという要望をしたわけでありませう。

しかし、このときの李秉禧さんの回答は、かなりきびしい内容でございました。また、韓国国内の現在出されている新聞やその他の風評から見ても、この早川、太刀川両氏の釈放問題というのがなかなか簡単でないというのを私は率直に感じてきたわけでありませう。

その具体的なことをこれから申し上げますが、まず韓国政府や韓国の新聞などの記事によりまして、早川、太刀川両氏が、こまかい事実内容は別として、韓国側で言っていることは、両氏が北朝鮮からの指令で韓国の学生運動と接触しているから、これは重大な国事犯である。大統領の布告の緊急勅令で、一号並びに四号に違反するのだ、こういう事実であります。外務省、あるいはこれは日本政府全体として法務省もそのうしろにおられる、警察庁もおられると思いますが、日本側としてはこの点をそうではないんだと、私は率直に言っている。いろいろな事柄から、早川、太刀川両氏が北朝鮮の指令を受けたとか何とかというふうな事件ではないというふうには私は見ているわけでありませう、そうでないんだといういろいろな証明あるいは証拠をたくさん突きつけて韓国側に交渉をしつかりなさいと、この問題はなかなかからちがあかない。あるいは私の会った韓国政府部内の当局者であります、これは特に名前を申し上げるわけにいきませんけれども、自分の個人的な見解であるが、これは犯罪の事実よりもはや日韓両国間の政治問題であるという言い方で、それ以上私には言わなかったのでありますけれども、非常に意味の深い言い方を私にした人物もおります。

こういうことから、まず外務省としては、警察庁とか法務省とかその他と御連絡をおとりになって、たとえば早川さんの場合は三年前まで日本共産党に籍があった。これは日本共産党の当委員会

の委員でもある金子先生も、新聞紙上で拝見しますと、言っておられるようであります、三年前に籍をとってある。早川さんは言語学者であります、それから韓国に渡航し、韓国のソウル大学内におけるこの人の行動は決してそういう北朝鮮から指令を受けたというような行動ではないのだというところは、家族の話であるとかその他日本における行動であるとか、いろいろなものを総合して私は証拠づけることができると思うのであります。そういうものをそろえておやりになっておられるかということをおまづ承りたいわけでありませう。

○高島政府委員 二十五日に韓国の中央情報部から一応この事件につきましての中間発表があったわけでございますが、この発表の中で早川、太刀川両氏についての言及がありましたので、そういう点について外務省としてさつそく捜査当局、関係当局に調査を依頼しましたけれども、捜査当局のほうからは、そういう事実は知らないというところの回答を得ております。捜査当局のほうというところは、日本の法令のもとでいろいろな生活活動その他についての調査は、各活動分子について調査していると思っております、そういう観点からお願いしたわけでございますけれども、韓国側が問題にしているような事実については、捜査当局としては承知しておらないという回答を得ております、その点については韓国のほうにもさつそく通報いたしております。

○水野委員 実は私の調べたところでは、早川さん自体の問題は比較的少ないわけでありませう、もう一つ早川さんは、韓国の学生運動をやっている、今度逮捕された人でありませう、柳寅泰さんという学生の団体の幹部と絶えず連絡をとっている、韓国政府では大体こういうことを主張しておるようであります。ところが、私が早川さんの奥さんに会って話を聞いてみますと、自分の主人は韓国語の勉強をしておいて、大学の中で韓国語による演劇活動をやっていた。その中で柳寅泰さんという学生と知り合った。また日本語を教えたこ

とも一年ぐらいい前である。しかし自分の知っておる限りは、というのはこの早川さん夫婦の住んでおるアパートに来たこともあるようでありませうけれども、決して政治的な話をしたの自分分は知らないし、主人からも聞いていない、こ

う言っておられます。ですからこういう点も、早川夫人はソウルにおられるわけでありませうから、大使館としても、この早川夫人の発言を正確に文書にしてお示しなさる必要があろうと思うのであります。これは御注意までに申し上げておきます。もう一つ、今度は太刀川さんという方がおられます。この人は北朝鮮と連絡がある、韓国政府の取り調べ当局はそう思っておるようでありませうが、その理由をいろいろ聞いてみますと、日本に

いる民団の——民団と向こうでは言わないで、実はこれは朝鮮総連のスパイである、こんなような言い方をしておるわけでありませう、郭東儀という人がおります。これは金大中事件のときなんかにも名前が出てきた人でありませう。この人の指示を受けてソウルに潜入したのだ、そしていろいろと早川さんの紹介で地下の学生と接触をしたのだ、こういうことを言っておるわけですが、

そこで、警察庁においていたいたのですが、郭東儀という人は朝鮮総連の人なのか、日本ではこの方は民団の人だ、こう言っておられます。自分で民団と言っています。かつて私のところに陳情に来た人の中におったのをあとで私も知ったくらいであります、警察庁としては、郭東儀という人を、韓国政府が言っておるようには、朝鮮総連のスパイだとか、朝鮮総連の人間であるとかいふふうに見ておられるのかどうか、承りたいわけ

してはしつかり韓国政府側に話をしていただいたわけでありませう。それから、太刀川さんという人は、学生でもあるわけですが、雑誌の名前まで言わないうが、この席ではいいでしょうが、ある週刊誌の記者もやっておるわけですが、そのことはアジア局長御存じです。

○高島政府委員 よく承知しております。

○水野委員 そしてこの太刀川さんが、そういう関係もあって、たとえ郭東儀という人が朝鮮総連の北朝鮮系の人であったとしても、指示を受けるというふうな立場にあったとは思えないわけでありませう。外務省としては今後太刀川さんという人の釈放運動、釈放要求をされるわけでありませうけれども、これについてどういふふうに見ておられますか、御意見を承りたいと思ひます。

太刀川さんという人は日本における郭東儀という人の指示を受けて動くような人物なのか、あるいはそれ以外の北朝鮮から指示を受けて動くような人物なのか、どうなのか。いま韓国ではこの人を逮捕しておいて、北朝鮮の指示で韓国に入ってきた学生に金を渡したとか、地下活動にいろいろな援助を与えたとかいふような言い方で逮捕をしておるわけですが、それは御承知のとおりです。そういう事実のあるなしは別として、客観的にそういう人物だと思っておられるのかどうかということをお承知いたします。

○高島政府委員 私ども郭東儀さんが四月二十五日に話した談話の内容についての承知しておりますけれども、その中で太刀川氏が金大中事件以来私のところから取材に来た記者の一人である、であるけれども特別に何かを太刀川氏に対して依頼するといふような関係はないといふことを聞いております。それ以外に私ども太刀川氏個人について調査するといふような立場にはございませう、そういう点については詳しいことは存じませう、いま先生おっしゃるような、どういふ人物だと思っておられるかという点については、実は私どものほうでは現在のところははっきりした考えを

持っておりません。

○水野委員 警察庁はどうですか。警察庁は太刀川さんが韓国政府の言うような人物だと思っておられますか。

○星田説明員 私どものほうといたしましては、先ほどお話がございましたように、外務省からこの二人の方の前科の有無について御照会があったときにお答えいたしました内容に尽きるわけでございますが、前科もございませんし、真犯者として私どもの視察対象になっておるといふふうな人でもございませんので、私どもとしてはその旨いまのところではお答えをいたしておる状況でございます。

○水野委員 私も大体そうだとは思っていま質問をしていたわけですが、私は客観的にこのいふふうに見ているのです。これは少し独断的になるかもしれませんが、この太刀川さんという人はある週刊誌の記者であって、日本の国内の取材活動と同じ動きをソウル市内でもしているのだ、本人はそういうふうな社会感覚を持っていたのじゃないかと思うのです。そこにこういう問題が派生した。いわば私は間に学生を紹介してもらいたいと言っていて、これはソウル大学の中で勉強しているのですから、早川さんとしては当然いふんな学生を知っているだろうと思うのです。紹介をした早川さん

もたいへん迷惑を受けた。私が会った範囲では、早川さんだけでなく、太刀川さんが会ったいふんな韓国の人たちもかなり、場合によっては職を奪われたというふうな人たちもあるように聞いています。非常に迷惑をした。

もっと具体的な言い方をすれば、この方は週刊誌の記者として、そうであつたかどうかはわからないのですが、韓国の学生運動の地下幹部との会見記でも取ろうとしてこういう活動をしておられたのではないかとと思われる節が非常にあります。ただ、これが日本ではあたりまえのこととありますし、また韓国でもそうであつてほしいわけでありまして、現在の韓国の政治事情というのはそんな甘いものではないということ

を太刀川さんはあまり御存じなかった。東京から飛行機に乗ればわずかの時間でソウルに着くわけでありまして、東京とソウルの間を行ったり来たりしているとその社会感覚のズレというものをわかりにならないで取材活動をしたのではないかと、私はそういうふうには感じるわけでありまして、そこで、これは先ほど社会党の土井委員からの質問にもありましたし、いまここに運輸省の人には来てもらつておりませんが、ひとつこれは大臣にも聞いていただきたいのですが、どうもやはりいま、さつき土井委員の質問にもあつたように、韓国へ行く人、これは韓国だけではありません、最近はどうも台湾のほうは日台航空路が切れたのでこの運休以降少なくなつたそうですが、マニラに行く人でもバンコクに行く人でも日本人の旅行者のビヘービアというものが非常に悪い。これは思想問題でなくて、そつちのほうでもかなりはみ出す人が多いということです。ましていまの韓国の政治事態の中で思想的な問題をひっつけて、たとえ取材であつても渡航する人については政府としてあらかじめよく、おいでになる御本人に教育をするといふといけません、事情をわからしてから行つてもらふといふ必要があつたと思つております。

アジア局長御存じのようによ、かつてカンボジアの戦争のまん中にアンコールワットの写真をとりに行つて行く不明になつたカメラマンがおりましてたけれども、これも私は若干、この方にお気の毒ですけれども、周囲の状況を理解しないで飛び込んで行かれたことにやはり無鉄砲な点があると思つております。

こういう点、これは私は言論の自由を束縛するとかそういう問題じゃなくて、御本人のために何か忠告をされるというふうなことにしてはお考えがございせんか。大臣、どうですか。

○大平国務大臣 二百数十万の方が海外に旅行されておるわけでございます、それぞれりっぱな判断力、見識を持たれておる方とわれわれは推定するわけでございまして、政府が教育をするなん

といふのは多少おがましいことと思つてのであります。しかしながら、いま水野さん御指摘のように、行き先の国の特殊な事情につきましては、できることならば御理解をいたしておくほうが望ましいと思つておりますが、ただ、何さま人が多いのですから、そういう仕事をこなしていくだけの人手もいまいせんし、手が回らなかつたわけでございますが、しかし御指摘のように、そういう理解をまず持つていただいておるほうがいいといふことは間違いないことであつて、そういうことがどこまでできますか、そういう点は一応われわれのほうでもひとつ検討をさせていただきますと思ひます。

○水野委員 それから、これはいま表へ出ていないことであつますが、この早川さんと太刀川さんが逮捕されて、韓国の取り調べ当局、保安局の外事務課というところで当初調べを受けていて、あとから拘置所へ行つて、これはどういう組織が調べているのか私にはわからないのですが、四月の八日までにこれは大統領布告というのですか、緊急措置令第四号というものの第四項何かにあるのだそうですが、人の国の法律で私よく勉強してないのですが、その中で、四月の八日までいろいろな国事犯であつても自白をした場合は無罪だといふような内容があるのだと思つてあります。

私は諸般の情勢から、これは私のほうもそうだといふ証拠を私自身が持つていたわけじゃありませんが、太刀川さん、早川さんの場合に、自分たちの知つてゐること、やつてゐることについてそんな犯罪意識というものを持たないでやつていたわけ、最初は任意出頭で取り調べを受けていたわけですが、その間に、要するに四月の八日前に地下に潜行している学生、李哲という人と柳寅泰ですが、二人と四月の三日か何かに会つてゐるのです。会つたことは会いました。会つて七千ウォンという朝鮮のお金、日本のお金にすると四千五百円ぐらいですね、渡したとかなんといふことを自供しているわけですが、これは四月の八日前

に自供をしたことならば、それ自体がこの緊急措置令の第四号の四項に当てはめれば無罪になると私は思ふのです。

そういう点を韓国政府とお話になつて、無罪である、だからこそ早く釈放なさいといふような交渉をなすつたことがあります。

○高島政府委員 ただいま水野先生が御指摘の該当条項は緊急措置令第四号の第四項でございまして、これによりまして、「本措置宣布以前に第一項ないし第三項で禁止した行為を行った者は、一九七四年四月八日までにその行為の内容の全部を捜査、情報機関に出頭して隠すことなく告知しなければならぬ。上記期間中に出現、告知した行為に対しては処罰しない。」このいふことでございまして、もちろんこれは韓国の国内法令でございまして、私どもはこの規定の解釈をいたす立場にございまいせんし、どういふ場合にこれに該当して処罰されないことになるのか、そういう点についての有権的な解釈はもちろんできません。

しかし、私も承知してゐるところによりますと、もちろん自白の全部ではございまいせんけれども、重要な部分につきましては、四月八日という時点においてではなくて、その後の時点で韓国政府が言つてゐるようなことをした。これはもちろん韓国政府がそういうふうと言つてゐるわけで、私も本人から確かめたわけじゃございまいせんから何とも言へません。

しかし、いすれにしても、私も承知してゐるところによりますと、八日以後の時点において韓国側が重大な客観を新たに承知した、したがつて逮捕に踏み切らざるを得なくなつたのだといふように言つております。そういうふうには承知しておりますので、八日以前の時点においてどのようなことを言つたのか、したがつてその点については免責されるのかという点につきましては、必ずしもつまびらかにはいたしておりません。

○水野委員 こういう点は、二人の釈放について今後韓国政府と交渉の際、一つの手がかりになると思つてゐます。ですから、そういう点をしっかりと

踏まえて交渉していただきたい。

それから、大使館員が面会を求めて、四月十二日に一回会ったときも会っていないようですが、今後面会されるときに、そういう問題点であるとか、あるいは先ほど申し上げたように北朝鮮との関連の問題で、これはわれわれにとっては何でもないのであるが、韓国国内では重大なことになるわけであり、その辺のことをしっかりと証明づけて、ともかく早期に解決するように私はお願いをしたいわけであり、

先ほど申し上げましたように、これでいよいよ軍事法廷でさばかれるというふうなことになるが、日本の国内の世論はなかなかいまのような程度では済まなくなってくる。かつての金大中事件のときのように、またいろいろな角度からこの問題が取り上げられていく。そしてひいては日韓関係について好ましくない影響を与える可能性もある。こう私は思っているわけであり、

次にもう一つ、これは別の問題で御質問したいのですが、ちょうどそこに経済協力局長がいっしやいますから伺いたいのですが、日韓経済協力の問題でござい、

実は私はソウルで金大中氏に会ったときに、金大中さんから、日韓経済協力というのは日本の大企業と韓国の一部の財界人だけを太らせるようなことをやっているというお話があったので、私は金大中さんのお見舞いに行ったのですが、それはよくはそうは思わない、しかしきょうはあなたと議論しに来たわけでもない、拘束されている状態や何かを見に来たのだからということで何も論争しないで帰ってきたわけであり、実は私はその後韓国の南部の工業地帯に行つてまいりました。先ほど申し上げたように浦項の製鉄所であるとか蔚山の造船所を見たり、あるいは前に国会でも取り上げられました馬山というところの中小企業団地その他に行つてみました。行つてみたらなかなかつばにやっているわけであり、私は経済効果というものもなかなか無視できないと

思います。

たとえば私が見たこの三つのところだけでも、概算すると六、七万の韓国の人たちの雇用が行なわれている。低賃金だといわれていますが、周辺の韓国の企業の賃金と比べるとかなり高い。日本の賃金に比べれば非常に低いわけであり、むしろ周辺の企業からいえば、日本の企業が来て高賃金で人を雇うもんだから、われわれのほうは低賃金で人を雇えないから困る、そういう苦情も出ているわけであり、これは余談ですが、

ところで、こういう効果があるにもかかわらず、金大中さんの発言だけじゃなくて、韓国の民衆は、聞いてみると、どうも日本の大企業と韓国の一部の民衆だけがもうけていると、やっぱりそう思っているのです。そこで私はもう一べん、これは何でだろうということいろいろ調べてみたのですが、実は韓国側にも日本側にもやはりこれまで反省すべき問題がある。韓国側に反省してくれということ、ひとの国のことですから言えませんが、日本側にも反省すべき点があったのじゃないか。

それは、まだほかにも韓国各地でやっています、これだけの経済協力をしているということ自体あるいはその効果というふうなことに、浦項の製鉄所の竣工式で朴大統領が初めて、日本の技術協力、経済協力でこれが完成したというあいさつを入れたのだそう。これが初めてで、さうです。そのときも、大統領が行つても韓国の新聞は書かなかつた。これは基本的に韓国の方々が日本や日本人に対して複雑な屈折した感情を持っているから無理もないという気もするのですが、いままで、日韓の定期関係協議とか、その他経済協力のためのいろいろな段階の各クラスの会談をやつておられますが、そのときに、こういうことをやっているその経済効果というものを、新聞にも韓国の民衆にあなた方説明してください、新聞にもPRをしてください、政府の広報その他であれだけの統制をした国家でありますから、やろうと思

えばできるわけですね。そういう要求をなすつたことがないのじゃないかという気がするわけであり、この点について、やつたことがありますか。

○御政府委員 水野先生御指摘のとおり、私ももの行なつております経済協力が韓国の民衆のためにはほんとうに役に立っているのだということを私もみずからPRするものかどうかというふうな感じで、その点について韓国側に善処を要望した回数はずしも多くはございませんが、しかしいまでも、韓国のみならず他の発展途上国におきましても、日本の行ないました経済協力が、日本がやつたということさえも忘れられている場合があり、私も多いのではないかと、これはかねがね気がついておりました。最近わかりましたけれども、昨年末の閣僚会議の前に事務的な打ち合わせに参りました企画院の人間に申しましては、そういうことを考えてみたらどうかというふうなことを提唱したこともございます。

その結果かどうかわかりませんが、実は最近経済企画院総裁の名前でそういった日本の経済協力のあとを振り返るようなパンフレットが先方出版されておるといふことも聞いておりますし、先ほどおっしゃいましたように、浦項の製鉄所の竣工式の際には、日本の経済協力について大統領が相当長い時間をさかれたといふこともございました、新聞にはあまりキャリイされませんでしたけれども、そのとき、浦項の職員並びに列席の相当多数の韓国人、日本人のお客さんがそれを聞いておりましたし、先般、東京大学の川野先生を団長に、日本の経済協力がどういう効果を発揮しているかといふような調査団を韓国に出したといふこともございまして、こういうものの報告書もできましたならばさつそく内外にその要旨等を発表するといふことにしたいと思います。

○水野委員 これで質問を終わりますけれども、御座います、私はあまりいじめる気はないのだけれども、実はまだ足りないように思うのです。これはむしろ日韓友好のためにそれこそ定期関係協議

あたりで、もっと韓国側も日本のやつたことを評価して、国民にすなおにそれを知らしてやつてくれというお話を、大臣、ひとつ今度の機会には必ずやつてくださ。そういうことをしてもらえないようなら、たいへんまた御迷惑ばかりかけているようだから、日本からの企業の進出はなかなか御推薦できません、そう言つていいと私は思うのです。現に、金大中事件以来、今度は逆に韓国で別の工業団地が何かつくつたのだけれども、日本から進出企業が来ないといふ関係者が心配しているのです。だからそう言つてはなにだけれども、わりあい自分かつてなところもあるわけ

です。ですから、もう少し日本側も、この点についてこれまであまり強く主張されなかつた。それも日本の経済協力というか、いろいろな工場ができたことや何か韓国の民衆に評価されない原因の一つだろうと思うわけで、率直に私の申し上げることをいろいろな各段階の会議で韓国側に要望されることが望ましいと私は思っているわけであり、これで質問を終わります。

○本村委員長 次に、国際協力事業団法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本善明君。

○松本（善明） 国際協力事業団法案に関係して、まず対外援助についての根本的な考え方を外務大臣に少し伺つておきたいと思つてあります。

第一に私が伺いたいのは、わが国の対外援助の基本方針とアメリカの対外政策との関係であります。これを一般的に外務大臣はどのようにお考えになつておられるか、伺いたいと思つてあります。

○大平国務大臣 わが国の経済援助あるいは経済協力の基本方針でございますが、日本は世界の中の一員として人並みの国際的義務を果たさなければならぬ立場におることは申すまでも

ベトナムについては、南ベトナムのかいらい政
権に対する援助のみがばく大に進められているわ
けです。このベトナム援助についての基本方針で
すね、これを御説明いただきたいのです。

といいますのは、事実上アメリカの対インドシ

ナ政策、ベトナム政策、これはきわめて侵略的なものであり、パリ協定にも違反するものを進めておると私は思いますが、それにやはり協力をするということになっていると思えます。このベトナム援助についての基本方針をお聞かせいただきたいと思います。

○大平内閣大臣 インドシナ半島に対するわが国の経済援助につきましては、本院を通じましてたびたび申し上げておるように、インドシナ半島全域を対象として考えますということであり、それから、確かにベトナム戦争の結果もたらされた災禍でございませうけれども、これをそのまま放置しておいていいというわけではないわけであらう。わが国としては、これを拱手傍観すべきではないので、わが国の立場で応分の援助、協力をしたいというところは当然の責任だと考えておるわけにございませう。

それから第三には、しかし援助をやるにいたしましても、それだけの手順がついていなければならぬ。北のほうとの間に、この問題は具体的な話し合いをして実行する段階にまで立ち至っていないわけにございまして、それだけの財源は留保いたしてありますけれども、まだ実行に移っていないわけにございまして、南のほうにおきましては、具体的な計画が出てまいって、それを吟味いたしまして、可能なものから実行に移しておるわけにございませう。

したがって、これまた私とあなたの見解の相違は、当然アメリカがやるべきものをこちらが肩がわりしておるというように私は考えていないということにございまして、当然日本としてやるべきことではないかと考えておるわけにございませう。

○松本(善)委員 そうすると、具体的にお聞きいたしますが、パリ協定は尊重するという立場は表明されていると思えます。このパリ協定によりまして、これは申すまでもないことですが、南ベトナムの臨時革命政府もこの当事者になつて

いるわけですね。民族和解全国評議会をつくる、そういう総選挙を展望する、こういうたてまえできています。ところが、これが実際に上りやられなくて、さらに南ベトナムからいって政權は戦争を続けているというのが、いまの実情であります。

そういう中で南ベトナムについてだけの、サイゴン政權についてだけの援助を進めるということ、これは事実上サイゴン政權に対する援助になり、パリ協定の精神をじゅうりんをしていく、違反をしていく、こういうことになりはしないか。

そういう意味ではアメリカの考えている意図と全く同じ、そういう意味ではアメリカから非常に歓迎をされる、それは客観的に見れば、いかに否定をされようとも肩がわり、しかも軍事援助の性格も持つ、そういうことになるのではないかと、ふうに思いますが、その点について外務大臣は、いかが考えようか。

○大平内閣大臣 これまた不幸にしてあなたと私と見解が違つてございまして、パリ協定では、あなたが示したとおりサイゴン政府とPRGと第三勢力が一緒にありまして和解評議会というものをつくって、南ベトナムの政治的主体をつくり上げていくというフル・ア・プリントは、できておるわけにございませう。そのことを私も希望いたしますし、それを支持いたしておるわけにございませう。

そのことと、ベトナムにある政權を外交的に認めるか認めないかということとはまた別問題でございまして、私もサイゴン政府をベトナムにおける合法政權として認めておるわけにございませう。ベトナム共和国というのはいずれありますから、そこに二つの政府を認めるわけにはまいりませんのでサイゴン政府を認めておる。それで認めておる政權を通じて援助するよりほかに分別はないわけにございまして、このことはパリ協定に沿わないものなどとは私は夢にも考えていないのであります。

○松本(善)委員 政權を認めているかどうかという点と、向こうに援助をしていくかどうかという点とは

また別問題であらうかと思えます。私はその点で押し問答をするよりは事実をお聞きしたいと思うのであります。サイゴン政權の予算、これについて軍事費の割合、それから海外援助の割合、数量、七三年と七四年について説明していただきたいと思ひます。

○高島政府委員 ベトナム政府の発表によります統計によりますと、七三年と七四年の軍事費の歳出における割合を御説明いたします。

この資料によりますと、七三年におきましては五三%、それから七四年におきましては四八%になつております。

○松本(善)委員 それからその予算の中で外国からの援助、これは歳入のほうですが、その割合。○高島政府委員 ただいま申しました歳出とそれから軍事費との割合に占める比率の関係で申しました数字は、援助の費用は入つておりませんので、援助につきましては、七二年の資料だけでございまして、これによりますと、アメリカが五億四千万ドル、それからそれ以外の国が、日本を含めまして三千四百萬ドル、そのうちで日本の援助額が九百六十萬ドルということになっておりました。日本のはかにはドイツ、フランス、オーストラリアが日本に近い数字の援助を行なつております。

○松本(善)委員 七二年の資料しかないということとでは、援助の予算の中に占めるこのパーセントは出ていますか。

○高島政府委員 パーセンテージは出ておりませんが、○松本(善)委員 前もって言つておいたのですけれども、怠慢だと思ひます。それは七二年では三%です。それで、大臣に伺ひたいのは、いま軍事費については七三年と七四年の数字です。それから外国の援助額については、七三年と七四年がありませうけれども、七二年で三%です。で、七二年の軍事費の歳出に占める比率は五九%。大体七三年、

七四年も変わらないと思ひます。半分以上が軍事費であつて、しかも三分の一以上が外国からの援助でまかなつてゐる。これがサイゴンの軍事政權の性格なんですね。

で、この政權に対する援助、経済援助というのは、その直接の援助がどこに使われるかということとは別としても、實際上、これは軍事費の援助という性格を持つてゐる。私は、そういう政治的役割り、性格を持つてゐるということは明らかではないかと思ひます。この援助が政治的な性格を持つておるといふことは、前の委員会でも大臣は、同僚委員の質問の中でお認めになりました。そういうような政治的な性格を持つてゐるというふう

に考えられませんか。

○大平内閣大臣 まあパリの和平協定ができてまいりましたゆえんのもの、南北の間に一応の軍事的なバランスはとれたということとで和平がもたらされたと思ふのでありまして、こういう微妙な軍事的バランスを維持していく上におきまして、軍事費が相当ウェートの高い状態にあることは、悲しいかな現実であらうと思ふのであります。そういう中で経済のバランスをとつていかなければいかぬ、内におけるバランスばかりではなく、対外バランスもつていかなければならぬという意味におきまして、相当巨額の対外援助に依存しなければならぬということも、いまの国といたしましてはある意味においてやむを得ない事態ではないかと思ふのであります。

しかし、苛烈な戦争が終つて、まだ局地的に紛争がとだえなわけにございませうけれども、だんだんと人々の生産復興が行なわれてまいり、生産力がふえてまいるに従ひまして、非常に勤勉な国民でございませうから、新たなバランスの水準を回復してまいることは、私はそう遠くない時期にやう達げるのではないかと思ふのであります。現在は経済の内外のバランスをとつていく上におきまして、いま置かれた条件のもとにおきましては相当軍事費のウェートが高いということ、外国援助が巨額にのぼるということは避けら

れない事態ではないかと判断いたしております。

○松本(善)委員 サイゴン政権のそういう財政的な性格というのは、それはやむを得ないのだというところで弁護されたわけでありますが、そのサイゴン政権に対して日本が一方的に援助していく、巨額の援助をしていくということが、そういうような軍事的な政権を援助していく、そういう政治的な性格を日本の援助は持たざるを得ない、こうなっていないか、そのことはお認めなれませんかと、こういう意味であります。

○大平国務大臣 したがって、私が申し上げましたように、インドシナ半島全体について援助を考えております。北のほうに対してもそれにほぼ相当するだけの援助をもうろんでおるわけでございますが、先ほど申しましたように、まだ具体的な実施計画を立てるまでに至っていないわけでございます。南越だけを援助してよろしいとは私は考えておりません。

○松本(善)委員 これはベトナム民主共和国のほうでは、この南ベトナムへの援助がどんどん進められていっている、そしてそのことについて批判をしておるといふことを大臣はどう考えられるかという問題であります。これはインドシナ半島を对象にしているといふことを一般的にはいいながらも、実際上は南ベトナムの政権だけの援助が行なわれておる。そしてその最大の理由は、南ベトナム臨時革命政府に対する敵視的な態度ですね。これはサイゴン政権に対して現在巨額の援助をするといふことは、必然的にそうならざるを得ない。そのことが最大の原因になっている。インドシナ半島を对象にしているといふながらも、実際上はそういう名目のもとにサイゴンの軍事政権を援助している、そういうことになっている。その事態について日本政府としては反省もしなければ、そのまま進めていくことになれば、これはパリ協定の実現は絶対できない。その点について外務大臣はどうお考えになっておるかということをお聞きしたいのであります。

○大平国務大臣 先ほど申しましたように、南越

だけを援助しようといっているわけではなくて、北越にも相当の援助を、先方の御希望があればやらなければならぬということを用意をいたしておるわけでございますし、南越政府としては、北越に日本が援助していただくことはけっこうであるという態度でありますし、北越のほうも、南越の戦後の状態において日本が援助してくれることを歓迎していただきたいものと私は思っております。

南越におきましては、先ほど申し上げましたように、パリ協定を実行する上におきまして民族和解評議会をつくっていくことはわれわれが望むところでございますし、これは南越政府もPRGもそのこのために努力をしていただかなければならぬわけでございます。日本政府がとかくいうよりは、その当事者である方々がパリ協定を順守して、南越に唯一の新しい政権をつくっていただくことが望ましいのであって、われわれよりは当事国がまずその気になっていただかなければならぬのじゃないかと思うのであります。

しかし、日本政府の立場から申しますと、一つの国に二つの政府を認めるなんということはとてもできないわけでございますし、南越におきましてはサイゴン政府を相手にしてやっておるわけでございます。そして、そういうたてまえをとっておる以上、南越のサイゴン政府をパイプにいたしまして、その計画に従いまして援助してまいる以外に、ほかに道がないわけなのでございまして、南越でそれをどのように全体の福祉のためにやってまいってパリ協定を定着させていくかという仕事は、南越政府もPRGもお互いに考えていただかなければならぬものでございまして、日本政府が命令するわけにいかぬと私は思います。

○松本(善)委員 大臣は当然のことのようにサイゴン政権を通じて援助するのだと言われますけれども、パリ協定ができたあとにそういう形の援助はしない、それは民族和解評議会を通じてこのパリ協定が実施されるということを期待をするとい

う選択はあるはずだ、一方の側に対する軍事援助の性格を持つようなそういう援助はしない、民族和解評議会ができていくのを待つということとは当然できるわけではありませんか。そういうことをしないで、いま援助を進めていくということの性格の問題があると思うのです。それは実際上パリ協定の精神に反して一方の当事者の立場を強めていく、それをサポートしていく。そういう立場ではないというふうに最初に言われたけれども、事実上はそういうことになっているということになりませんか。

○大平国務大臣 あなたのおっしゃるように、パリ協定ができて、そしてそれにのっとりまして民族和解評議会ができて、南越に新しい政権ができてから援助を考えるということも私は考えられる一つの選択であろうと思うのであります。それがいつどういう姿でどういう過程を通じてできるかという見当はつきませんし、いま戦争が終ったばかりで、難民は救援を待っている状況でございまして、そういう状況を放置しておくということもまた許されない事情であるという意味で、われわれが承認をいたしておりますサイゴン政府を通じて援助をやるということが實際的にして可能な道であったというように御理解をいただきたいと思っております。

○松本(善)委員 私は外務大臣の見解を了承するわけにいかないのですが、押し問答するよりは事実を聞くことと思うのです。

十月十六日にパリで世銀とアジア開発銀行の共同招請によって十五カ国と四国国際団体の代表の会議が開かれた。御座る経済協力局長も出席をされたはずであります。これは秘密会議だといふふうにいわれておりますが、一体ここではどういうことが話され、そしてどういふことがきまったのかについて御報告をいただきたいと思っております。

○御座る政府委員 特に秘密会議といふほどのことではございませんが、いわば非公式の会議で、よく世銀の主宰いたします会議で、特に部外の方がお入りにならないというような会議の種類である

というふうに思っております。

それから会議の性格は、いわばインドシナ半島に対する世界各國の経済協力をどういふふうな方法でやったならば有効にできるかという、その手段、方法について、従来からこの世界銀行の主宰いたします、いわゆる協議グループというふうなものを構成しております諸國の大部分が集まりまして非公式に相談をしよう、その席上には援助の对象であるインドシナの諸國は入ってきておりませんで、先ほど松本先生御指摘のように、アジア開発銀行の副総裁と世界銀行の副総裁とが共同の主宰者になりました。いま申し上げましたような諸國の代表約十五、六が集まって討議をしたというところでございまして。

その内容といたしましては、いま申し上げましたような、方法論でございまして、大体において、とにかくインドシナ半島全体について一つの協議グループというふうなものを構成してみたらどうだろうか、それでもし必要ならばその下にまた各國別の小委員会のようなものをつくることも可能なわけではなからうかといふようなことが討議されたわけでございますが、結局その会議一回だけでは結論が出ず、それではまた来年もう一ぺん集まりましょうというところで散会になったわけでございます。

その後、その予定されました来年、すなわちこととしてございしますが、ことしになりましたからは世界銀行の中の都合その他によりましていまだに第二回目が開催されず今日に及んでいる次第でございます。

○松本(善)委員 この会議では世銀の南ベトナム経済視察団の報告書が資料として配られましたか。

○御座る政府委員 資料として配られましたものはただ一つだけだと私は記憶しております。それは最初の開会の辞のようなものをカーギルという世界銀行の副総裁が行ないまして、その分だけがいわゆるブリーブアードステートメントということでは会議に配られたというふうに記憶しております。

○松本(善)委員 資料として配られたということとちよつと語弊がありますが、世銀の経済視察団の報告書に基づいて討議がされました。

○御座政府委員 世界銀行のグローバルという人が東南アジア方面の担当で、常時バンコクに駐在しておられるというふうに聞いておりますが、この人を中心とする調査団のようなものを書きました報告書が、たびたび討議のベースにされたということは事実でございます。

○松本(善)委員 世銀の報告書は、パリ協定が実施されないし無意味だ、そういう前提で書かれてあるというふうな考えられるわけです。私は、そこでの討議が、そういうパリ協定を順守させるというふうなことは全然問題にならない、これの実施というよりは、南ベトナムのいろいろな政権に対する援助、こういう観点でなされたもの、こういうふうないろいろな報道されているものから見て、そう思うわけです。この点についてはどうであるか、伺いたいと思います。

○御座政府委員 政治的な問題をクローベルさんが取り上げるといふことは全くないわけでございまして、世界銀行は、その世界銀行のメンバーである国について、主としてその援助のことを考えるわけでございます。したがって、その調査団も、主として南ベトナムの調査を行なったもの、それから、その南ベトナムの調査についての結果というものが討議の中でたびたび人の口にはつたということだけであつたというふうに記憶しております。

○松本(善)委員 この会議の報告書は当然に作成をされたと思いますが、それを御提出いただけますか。

○御座政府委員 先ほど申し上げましたように、この会議は非公式の会議でございまして、特にそのときには結論は出なかつたと申し上げましたが、続いて第二回、あるいは必要ならばさらに第三回も開くことになるだろうということを最後に世界銀行の副総裁であるカーギルさんが述べまして会議を閉じたような次第で、したがって、

その会議の、たとえば普通でございまして共同コミュニケーションのようなものが出る場合もございしますが、そういうものすらなく、会議の報告書というものも全く作成されなかつたわけでござい

○松本(善)委員 それは会議の中でつくつたという意味ではなくて、あなたが出席されて、外務省に對して当然にその会議の経過の報告書はつくられたのではないかと思います。その報告書を提出していただけるかということです。

○御座政府委員 私自身、政府代表といひますか、非公式の会合でございまして、私自身は、そのときパリに参りましたのは、その前日に行なわれましてOECDの開発援助委員会の上級会議の代表として参りまして、そのついでにこの非公式会議にも参加するようという事でございまして、特にこの会議につきまして報告書を作成するといふようなことはいたしませんでした。

○松本(善)委員 大臣に伺いたいのですが、大臣はこのパリ協定がいまのサイゴン政権の態度のもとで実現するといふふうな思つておられますか。

○大平國務大臣 私は、北であれ南であれPRGであれ、パリ協定の当事者がこれを尊重されて具体的な実行に移っていくことを希望いたしておるわけでございます。それがどういふ道行きをとつていくであらうかといふことについての憶測は、私にはまだわからないわけでございまして、御遠慮したいと思ひます。

○松本(善)委員 しかし、これはたいへん大事な問題でして、私は、先ほど民族和解評議会ができてから援助といふことは一つの選択であるといふことを大臣が言われたけれども、そういう選択ではなくて、いまのサイゴン政権を援助していくといふことは、これはパリ協定の順守ができないよ

○大平國務大臣 そういふことをおっしゃいますけれども、パリ協定自体も第十四条で「南ヴェトナムは平和及び独立の外交政策を追求する。南ヴェトナムは、政治社会制度のいかなる開かず、独立及び主権に対する相互尊重に基づきすべての諸国と関係を樹立しかつ政治的条件を伴わない経済・技術援助をいかなる国からも受け入れる用意がある。将来における南ヴェトナムによる軍事援助の受入れの問題は、」(総選挙ののちに樹立される政府の権限の下におかれる。)「このいふことでございまして、政治的条件を伴わない経済・技術援助」といふことはパリ協定自体も予想しておることでございまして、先ほど私が申しましたように、戦後の痛ましい災禍のあとをそのまま放置しておくといふことは耐えられない事態でござい

○松本(善)委員 技術援助と言われますけれども、大臣も、これが一つの政治的意味を持つてい

○大平國務大臣 それは、われわれいわば政治的世界に生きておるわけでございまして、われわれのなすことが政治性を持たない、政治的でないなんていふことを強弁するつもりはないわけでございまして、私が申し上げておりますことは、いま私どもの政府がやっておりますことは、パリ協定に沿つたものであり、少なくともパリ協定に反したものでないわけであると私は確信いたしておるものであります。

しかもパリ協定を実のするものにかどうか

というのは、各当事者がその氣になつて一生懸命にやつていただかなければならぬわけでございまして、東京政府がいかにがんばつてもそれは手に負えないことでございまして、先ほど申しましたように、南ベトナムの二当事者の間におきましてパリ協定が尊重されることを心から希求いたしております。

○松本(善)委員 大臣にもう少し事を分けて私はお聞きしたいと思つてますが、日本の援助が、直接軍事援助でなくとも、そのことによつてその政府、サイゴン政権が経済的な負担を免れて、そして軍事費に予算を回すことができるということになるならば、これはそういう意味では、サイゴン政権を軍事的に援助するといふ政治的な性格を持つてくる。特にいまパリ協定締結後も戦闘が行なわれている。サイゴン政権は協定を順守しようとしな

○大平國務大臣 南ベトナムの政治の問題は、南ベトナムの方々の問題でございまして、私がとかく言うべき問題ではないと思つております。日本政府の立場は先ほどからも申し上げましたように、一つの国に對しましては、二つの政府は認めないのだといふきわめてあたりまえの国際法的

な立場をとっておるわけでございまして、そのラインに沿いまして、戦後の状態にかんがみて経済援助を日本の能力に従ってやっておるにすぎないわけでございます。南ベトナムの政治的運命、将来というものは南ベトナムの方々が真剣に考えていただくことを期待いたしております。

○松本(善)委員 それでは、とてもその答弁では納得できませんけれども、別の形でお聞きしたいと思ひますが、三月の三十日にベトナムの援助について調印をされました。この実情について簡単に御報告いただきたい。

○御政府委員 ベトナムに對しましては先ほど来申し上げましたように、無償協力とそれに関連いたしまして有償協力、両方の用意をしまいたわけてございしますが、その仕組みを先方政府との交渉が漸次はかどりましたので、三月末に御指摘のように交換公文をサイゴンで取りかわしたということでございます。

○松本(善)委員 これはフランスよりも上回る計百三十三億円といわれておりますが、これはアメリカは別として、アメリカに次ぐものだと思います。非常に大きな力を入れているということになりますか。

○御政府委員 いま申し上げました無償協力につきましては五十億円、残額が有償協力でありますが、有償の部分はいわゆる商品援助という形をとっておりますし、無償の部分につきましては、いわゆる難民を救済するために必要であるとか、緊急に農民の助けになるための農機具であるとか、そういったようなものを贈与するための経済協力の形をとっております。総額は先生御指摘のような数字になります。

○松本(善)委員 大臣に伺いたのですが、これだけ大きな援助、先ほど来大臣との間で私は討論をしてきました。政治的な性格が非常に強いと思うのです。そこで、本委員会が海外援助についてどういふものを国会の審議にのぼせるか、承認を求めるかという問題が論議をされました。外務大臣が御説明された中では、第三番目のカ

テゴリーとして「法律事項又は財政事項を含まなくとも」我が国と相手国との間あるいは国家間一般の基本的な関係を法的に規定するという意味において政治的に重要な国際約束であつて、それ故に、発効のために批准が要件とされているものも国会承認条約として取り扱われるべきもの」であると考え。こういう見解が示されました。

要するに、政治的に重要であるという場合には国会の承認を求めるといふ見解が示された。南ベトナムのかいらい政権に對して経済援助を大きな形でやるといふことは、これは相当大きな政治的な意味を持つてゐる。当然に与野党の中で議論のされなければならぬものだ。私は、こういうものは当然に国会で承認を得て行なうというのが筋ではないか、そういうふうな考えますけれども、これはいまわずかの時間ですけれども、外務大臣と私がいろいろ議論をいたしましたけれども、それでも一致しない。それは政治的な意味が非常に大きいということの意味だと思ふのです。

そういう性質の協定というものは、これは当然に国会の承認を得て行なうということにすべきではないかと思ひますが、その点について大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○大平国務大臣 政治的な意味の強弱というが濃淡というか、その点について松本先生と私の評價が違つてゐまして、ベトナムと日本との間の基本的な関係にかかわるような重大な案件と私はは考えないことが第一でございます。

それから、国会との関係におきましては、予算の形式をもちまして御審議をいたしまして御承認を得た範囲で、行政権がその実行にあたつて差しつかえない案件であると私は考えておるわけでございます。しかしながら、このことは決して国会を軽視するといふようなつもりでは毛頭ないのであります。本日御審議、御質疑をいただいたのでありますように、問題ごとにいろいろ御究明をちょうだいし、政府からできるだけ資料を御提示申し上げて、御審議の便に供したいと思つてございします。

こういう現在やつてゐるようなやり方で私は差しつかえないのではないかという判断を持つております。

○松本(善)委員 大臣に伺ひますが、南ベトナムにいまのような形で経済援助をするかどうかというのは、外交の基本路線にかかわると思ひませんか。

○大平国務大臣 おことは返すようでございますが、基本路線にかかわるほどのシリアスなものと私は考えていないのでございします。

○松本(善)委員 私はそういう認識では困ると思つてゐます。パリ協定が実現をされるかどうか。つまり、これはどういふふうにしてパリ協定が実現され、ベトナムでの事態を解決するかということとは、国際問題としては非常に大きな、アジアの平和にとつては非常に重大な問題だと思ふのです。その方策について、一方の当事者を支援をするといふことが、私は、日本の外交の平和的なあり方といふことについては、根本的な路線にかかわると思ふのですけれども、外務大臣がそういうふうな見解を持つておられるということについては、私ははきわめて遺憾に思ひます。しかし、これは押し問答を繰り返しても始まりませんので、そのことを申し上げて次の質問をしたいと思ひます。

南ベトナムへはいろいろ企業が進出をしていますが、その進出の状況について通産省から報告をしていただきたいと思ひます。

○森山説明員 お答え申し上げます。昭和二十六年から昭和四十八年度までの累計で申し上げますと二十二件ございまして、金額にいたしますと四百四十四万ドルでございます。その内訳を申し上げますと、支店の設置が一件、それから債権取得が一件ございまして、残りの二十件がいわゆる投資ということでございます。製造業等に対する投資でございます。この金額は三百七十六万ドルということになっております。

○松本(善)委員 どういふ企業が進出をしておりますか、おもなものをあげてください。

○森山説明員 最初に業種別に申し上げますと、製造業が一番大きなシェアを持つておりますのは、化学工業が四件ございまして、次いで機械の關係でございしますが、電気機械が三件、それから一般の機械が三件、それから繊維工業が二件、こういう業種別の割り振りになっておりますが、企業といたしますと、たとえばソニーでありますとかあるいは石川島でありますとか、あるいは漁業の關係で日魯漁業、こういったものがございします。

○松本(善)委員 全部で何社ありましたか。

○森山説明員 先ほど申し上げましたように、延べにいたしまして二十企業が出ております。

○松本(善)委員 この企業に對する投資保険ですね、これはどうなつてゐるのか説明してください。

○森山説明員 投資保険につきましては、昭和四十年以来引き受けを停止いたしております。この間企業の進出がオールリスクで行なわれてきたわけでございしますが、今年の一月以降受け付けを開始するといふことになつてしまつて、ただいままでのところ一件「プロジェクト」これは「プロジェクト」を二つの企業がやつておりますので、これは漁業でございしますけれども、商社と漁業会社がコンビネーションを組みまして一つのプロジェクトを実施いたしておりますので、この二社に對して引き受けを実施いたしております。これだけでございます。

○松本(善)委員 保険料率はどのくらいですか。

○森山説明員 保険料率は引き受け責任額に對しまして毎年〇・五五%、こういうことになつてゐます。

○松本(善)委員 大臣に伺ひたいのであります。こういう企業が進出をしております、民族和解評議会ができて完全に安定しているという状態になればともかく、いまの状態はまだまだ戦闘が続いていたりしております。この状態の中で投資保険が再開をされて、それできわめて低い保険料率で、むしろそういうふうにするれば企業の進出を容易にする、国民の税金で企業の危険を負担をしていく、こういう形で企業進出を南ベトナムへ

進めていつている政策がとられている、こういうふうに見ざるを得ない。私は、そういうことはきわめて適切でない、正しくない、こういうふうにかえるわけですけれども、この点については、外務大臣はいかがお考えになりましたか。

○森山説明員 先ほど申し上げました投資保険を再開いたしましたのは、全面的にこれを引き受けをするということでは実はございまして、幾つかの条件つきで引き受けをやっております。たとえば地域の制限がございまして、治安上問題のない地域でございまして、あるいは業種の制限がございまして、ベトナム側におきまして、たとえば輸出振興等に寄与する、南ベトナムの経済発展に寄与するようなものについて適用することとございまして、すべて申請とおりに保険の引き受けをやるということにはなっておりません。

○松本(善)委員 制限つきとはいえ、ベトナムはそういう状態でバリ協定が実現をされていらない、こういう実情のところでは、やはり制限つきであつても適切ではない、そういう形で企業進出を進めていくわけですから、南ベトナムにそういう形で進めていくというにはそれなりの理由を持つて、どういふ判断でそういうことをやっていると、それが私が最初から言っておりますやうな、アメリカの対外政策との関係、日本がどういふ考えで南ベトナム援助を、あるいは海外進出というものを進めていくのか、そういう政治判断の問題です。これについて外務大臣の見解をお聞きしたいと思ひます。

○大平国務大臣 対外投資の最近の数字をいま私、つまびらかにいたしておりませんけれども、八十数億ドルには達しておるのではないと思ひますけれども、決して先進諸国の中で多いとはいえない状況でございまして、そのうち四百万ドル内外というものは南ベトナムに投資されておることゝが過大であると私は思ひません。

それから第二に、どこに投資をして事業を営むかという選択、判断は企業体にゆだねられてあるのがわが国の体制でございまして、政府といたし

まして特にこれを奨励するというような措置は講じていないわけにございまして、アメリカとの関係において、政府が対外投資に介入していくといふようなことは一切やらないことは御承知願ひたいと思ひます。

○松本(善)委員 日本経済調査協議会の「インドシナ復興・開発の方途」でも、海外投資保険の適用についてきわめてリスキーな状態に置かれていゝるというところを述べているわけですが、そういう非常に危険な状態に置かれていゝるのにもかかわらず、投資保険を再開していくことは奨励ではありませんか。私は、そういうようなことがなせ南ベトナムについてやらなければならないのかというこの根本的な疑問なんです。それは何の疑問もないということでは通るものですか。外務大臣の見解を伺ひたいわけですが。

○大平国務大臣 海外投資政策の問題の一環として投資保険という制度を政府が考えたゆゑんのもは、おそらく、私はこの立法に関係したわけじやございせんけれども、日本人の海外経済活動といふものを安定したものにしていくということであらうと思ひわけにございまして、南ベトナムばかりでなく、あらゆる地域にわたりますて、投資に若干の危険を伴うという場合において、付保の便宜を与えたいものと思ひわけにございまして、南ベトナムであるから特にここでこういう配慮をしなければならぬというように事を重大に私は考えないものであります。

○松本(善)委員 これはまことにおそれ入るのですが、南ベトナムはほかのところと何ら変わりない、そんな心配することはない、日本経済調査協議会が非常にリスキーな、危険の多い場所だといふふうに報告しているそういうことも無視をしていく、別に南ベトナムをそう差別して考えることはないのだ、そういう政治判断でありますか。それは私は通る話ではないと思ひますが、もう一度お聞きしたいと思ひます。

○森山説明員 南ベトナムに対します保険の再開にあたりましては、先ほど御説明申し上げました

ように、限定的に考えるということにございまして。この輸出保険は国民の税金で運営していただいている会計でございまして、いたずらに損失を起さないようにという気持ちはございまして。片やあらゆる国と友好的な経済関係を結んでいくというのが私どもの念願でございまして、それとのからみから地域の制限あるいは業種の制限、さらには金額の制限というものを考えまして、しほりにしつた結果妥当と認められるものについてのみ再開すべきではないか、こういう判断から再開に踏み切つたわけにございまして。南ベトナムのみならず、その他の国々に対しましても同様な措置は従来もとてきておるわけにございまして。

○松本(善)委員 制限つきであらうとも、これは先ほど来論じておるとおりなんです。私は、この投資保険再開について、あるいは大臣が直接関与されたかどうかわかりませんが、あるいは関与されてないかもしれないと思ひますけれども、いまの通産省の説明のようなことではとても納得できないのです。あらゆる国と仲よくしていくのだという方針でないことが現に実行されておるわけですが。私が問題にしたいのは、やはり大臣が南ベトナムについてはほかのところと何ら変わりはない、こういう判断でおられるということ、これは私は驚くべきことではないかと思ひます。これは私に変わりませんか。

○大平国務大臣 南ベトナムが、バリ和平協定ができましたけれども、局地的に紛争が終息したといふ状況でないことは承知いたしておるわけにございまして。したがって、ほんとうの意味において青空のもとで平和を享受するといふやうな状況でないこと、それは私も重々知つておるつもりでございまして。そういうことは投資保険の判断におきまして、所管官庁が常識的に考えの上いろいろな制約を付してやられておることと思ひます。でございまして、特に南ベトナムにつきまして、投資保険をはじめとしたいろいろな問題の処理にあつて、松本さんおっしゃるやうに非常に重大な配慮を加えなければならぬといふほど

には私は考えていないと申し上げたほうがよろしいかと思ひます。

○松本(善)委員 私はむしろ逆に、南ベトナムに特に重大な配慮をして、危険にもかかわらず日本政府は援助を強化していくという方針をとつておるのではないかと一うふうに思ひわけです。

しかし、問題を次へ進めますが、南ベトナムのカムラン湾の開発については、政府はどういふうに事態を把握しておるか御報告をいただきたいと思ひます。

○御座政府委員 目下のところまだ政府として何らタッチしておりません。

○松本(善)委員 事情を知つてもいせんか。知つてゐる範囲で御報告をいただきたい。

○御座政府委員 カムラン湾の工業化計画というやうなものが存在して、それに関連してベトナム政府が将来の問題として化学工業とかさういったものを興すのに適当な地域であるという判断をしておるといふことは承知しております。また、たまたま近所に日本がつくりました発電所がございまして、そこからの送電線が、本来サイゴンに向かつて送られるべきであつた送電線が、たまたま戦間のために切断されておりましたために、かわりにカムラン湾のほうに向かつて送電線を別につくつてほしいといふやうな要請がありまして、これは事実でございまして、それにつきまして、その送電線の部分だけについては政府はその仕事を引き受けるといふやうなことは過去にございまして。ただそれだけのことでございまして、それから先、その先のプロジェクトの内容等の詳細は全く承知しておりません。

○松本(善)委員 報道されているところによれば、重化学工業に最適だといふことで民間の調査報告がされているようでございまして。いま御座局長が言つたやうな方向で進んでいるようですけれども、そういう方向で重化学工業基地ができ、それからそのすぐそばにダム水力発電所がある。南ベトナム最大といふことになる、こういう方向でいくのは南ベトナムの経済を支配してい

くという方向に、これはきわめて容易になつていくのではないかと思います。そういう点では、大臣、いかがお考えになりますか、日本の経済進出がそういう性格を持つてくるということについて。

○御座政府委員 先ほど申し上げましたように、そういったカムラン湾という場所がたまたまそういうプロジェクトを推進するのに適当な地域ではないかということをもベトナムの政府が考えまして、それに基づいて民間の方々による調査等を依頼したという事実がございますが、はたしてそれをそのとおりに実行するかどうか、こういった問題はまだまだこれから先にきめられるべき問題でございます。先生おっしゃいますように、それをしてこにして経済を支配するとか何とかいうようなことを目下考えているということは毛頭ございません。

○松本(善)委員 目下考えてなくても実際上そういう方向に行く可能性を十分持っているわけですから、あるいは考えている人もあるかもしれない。私はさらに伺いたいのは、こういうカムラン湾の開発とかアサン計画などいろいろ取りざたされておりますけれども、こういうものができていった場合に、国際協力事業団法との関係ですね、これはどういうことになっていくだろうか、これについて御説明をいただきたい。

○御座政府委員 国際協力事業団は、法案をお読みいただきますとわかりますように、第二十一条にこの業務の範囲が書いてございます。この業務の範囲の中で新しいものは、いわゆる三号業務と称せられる第二十一条一項三号に書いてあるものでございます。

その内容はすでに御承知かと思いますが、第一番目にはいわゆる本体業務というものがございまして、それに対してすでに海外経済協力基金とかそういったところからお金が出ておる、そういう場合には、その周辺のインフラストラクチュアについてその事業団がお金を貸すことができるというのがいわゆる周辺インフラに関する業務で

ございます。

第二番目には試験的業務と申しまして、いままで全くやったことのないような新しいリスクを伴う、かつまた技術の改良、開発が必要となるような業務を必要とするような場合には、これに対してこの事業団が出資をしたり融資をしたりすることができると。

第三番目には、相手国の政府の要請があつて、またそれについてその国からこの事業団に対して、その国の中央政府または地方政府からやつてほしいという要求がございました場合には、その委託を受けて、いわゆる受託業務と申しておりますが、仕事を自分でする。

そういったようなのがおもな業務としては新しいものでございますが、いま御指摘のような、かりにカムラン湾の工業化というものが進むというような場合を仮定いたしますと、どこに当てはまるか、それはそのときの情勢もいろいろあると思いますが、たとえば周辺インフラというようなものが必要になつてくるような場合には、それによつてその地方の住民の福祉がさらに貢献を受けるといふような場合には、実施をされるような場合もあるいはあるかと思いますが、すべてこの本体の業務にかかわることでございます。

また二番目の試験的業務はこの場合にはおそれなく関係がないかと思ひますし、三番目に申し上げます受託業務というものは、これはそのあとの第二十二条にはつきり書いてございますように、相手国側にも日本側にもこの事業団以外には適当な事業主体が存在しないということがはつきりしている場合だけに限られるわけでございますので、いまのような場合には、はたして適用されるかどうか、これは全く未定の問題であるといわざるを得ないかと存じます。

○松本(善)委員 関連施設の例ですね、これをあげてください。

○御座政府委員 先ほど申し上げました第二十一条の三号業務の中のイに掲げてございます、いわゆる周辺インフラと私が申し上げましたのを関連

施設というふうにも読めるかと思いますが、その例といたしましては、たとえば、いわゆる本体業務というものがございまして、それに対して海外経済協力基金等から資金が出されて業務が行なわれる。しかし、その業務の行なわれておる場所に入つていくためにはその近くの海岸に港をつくらなければならぬ。その港をつくることによつて、本体業務のその地方の住民に与える利益が非常に大きくなる、そういったような場合に、その港をつくるためにこの事業団がお金を貸すというような場合を想定しておるわけでございます。

○松本(善)委員 私がさらにお聞きしたいと思ひますのは、その例ですね、港湾とか道路とかいろいろありましようが、その例をできるだけあげてください。

○森山説明員 今度の事業団の新規業務になつております、ただいま外務省の御座局長から御説明ございました点は、実は私のほうで財団法人海外貿易開発協会というものを昭和四十五年の二月に発足させまして、周辺インフラ等の整備の事業をやつておるわけでございます。それが今度の事業団に引き継ぎをされる、その業務が承継をされるというふうには私も考へておるわけでございますので、現在、海外貿易開発協会におきましてやっております例を具体的に申し上げてみたいと思ひます。

先ほど申し上げましたように、昭和四十五年の二月に発足以来、二十一件の関連インフラに対する融資を行なつておりますが、例をインドネシアにとつてみますと、インドネシアの木材開発の場合でございますが、道路、橋、学校。

この学校は、木材開発をいたします周辺におきまして、この木材開発の業務に従事する従業員の子弟及びその周辺に村落として住まつておられます現地の子弟の教育をするという意味の学校でございます。

それから診療所。この診療所も同じように、その従業員用の診療所及びその周辺の土地に住んでおられます住民の方の診療所。

それから教会。これはインドネシアでございまして、回教の教会でございますが、礼拝堂という意味で、コミュニティーの一つの中心になる母体として教会に対する設立の資金をお貸しする。それから簡易飛行場、スピードボート。このスピードボートといふのは、島から島へ渡るための渡し船にモーターをつけたようなものでございます。

それから発電設備。そういったものを関連インフラといたしまして融資をしておるわけでございます。したがしまして、今回はこういったものについて大体融資をしていくことになるかというふうには私も考へておるわけでございます。

○松本(善)委員 大臣に伺いたいのではありませんが、いま伺いましたけれども、たとえばカムラン湾のような開発が行なわれる。先ほど通産省の経済協力部長は言ひませんでしたけれども、たとえば南ベトナムでいえば、三井物産や三菱商事、三菱重工業あるいは丸紅とか、そういう日本でもい

わゆる、今国会で国会に喚問されているような大企業がどんどん進出しているわけですが、そういう企業で、本体業務で輸送でありますとか海外経済協力基金などが受けられないものについて、その関連施設の学校とか診療所とかあるいは港湾とかあるいは礼拝堂に至るまで資金援助が受けられるということになりますと、これは一面、海外進出をする大企業は至れり尽くせりの保護がこれによつて受けられるということになると思ひますけれども、この点については外務大臣はどういうふうにお考えになつておられますでしょうか。

○大平国務大臣 本来、採算的に申して投資の対象になるようなものではないものを、インフラストラクチュア部面等に対して融資の道を考えたということは、わが国の経済協力の質的な改善をそういう面ではかつていこうとするものでございまして、企業に率仕しようということではなくて、相手国の民生自立を助けていくことに主眼があるわけでございますので、私は経済協力政策の一つの

発展であると考えておるわけでございませう。

ただし、注意しなければならぬことは、そういう道が開かれたからといって、事柄、事業の実施がイージーに流れるということ、親方日の丸というようなことにならぬように十分気をつけなければならぬことは当然だと思つておりますけれども、樹くともこの事業団がねらいとするところは、援助協力政策の質的な改善を志向したものであると御理解を賜わりたいと思ひます。

○松本(善)委員 私、こういうやり方では日本の海外進出に対する非難をなくすることはできないのではないかと、このように思つてゐるわけですが、やはり今国会でもたびたび論議をされました田中総理大臣が東南アジアを訪問したときに受けたいろいろな批判ですね。こういうたんなる非難の中を回つてきたわけですが、その根本原因として、私は、そういう小手先や技術的なものではないと思ふ。一つはやはりアメリカの支持をするところに集約的に援助がなされてゐる。アメリカの対外政策と不可分の関係を持つてゐる。そしてアメリカの支持する、あるいは政権を事実上支持するというそういう役割を持つてゐる。だから、反日運動はそのまますぐその国のいろいろな政権あるいはファシズム政権、そういうものに対する反対として発展をするという性質を持つてゐた。これを外務大臣も御存じと思ひますけれども、その基本方向、これをやはり変えなければならぬと思ひます。

もう一つは、やはり大企業の横暴、これは国内だけ横暴が論議をされました。これに対する大企業の進出を擁護するという形で海外援助、このやり方を変えていく、これがきつめて重要なことではないか。そういう意味では海外援助の問題は、私は根本的な反省がなされなければならぬ段階にきてゐると思ふのです。この根本原因についてあらためて外務大臣の御見解を伺ひたいと思ひます。

○大平内務大臣 松本さんと議論すると、どうもうまく調子が合つてこないで非常におつくな

んですけれども、まずアメリカの援助、アメリカが庇護する政権がある国、そういう国に片寄るといふこと、それはいいけないじやないかということでございますが、アメリカが援助し、肩入れをしてゐる国であらうとならうと、私もいひましては、日本の眼力でもってこれはやはり援助すべきであるかすべきでないか自主的に判断すべきでないかと私は考えます。

それから第二点でございますが、大企業、大商社というのがこのごろどうもたいへん悪者になつておるようでございませうが、これも大企業、大商社、それが持つてゐる機能、能力が日本のためになり、民衆の福祉につながるものになればそれでいいんじやないかと私は思ふのでございませう。大企業だから大商社だからいいけないと頭からきめてかかることに對して、私、若干大企業や大商社を弁護するわけじやございませんけれども、それはいいけないと潔癖におきめになられることがツマツツ解でないかというようにぼくは思ふのでありまして、それは事柄自体から判断いたしまして考えるべきことでないかと私は思ひます。なかなか御納得いただけられないかもしれせんけれども……

○松本(善)委員 しかし、現実には資金が、東南アジアで進出している企業の日本での資金の十分の一というふうなことがある。それはチープレーバであるという非難というものは山のようにあるのです。それから公害を持ち込んでゐるのじやないかと、そういうことについての規制もない。そういうことについて規制をしていくといふことの方策を考えないで援助をふやしていく。関連施設までずっと援助をふやしていくといふことを考えてゐるのがいまの実態ではないかと思ふ。この海外で批判を受けてゐるのが大企業なんです。

基本的には、海外進出できるといふのは大企業でしよう、もちろん小さいものもありますけれども、その批判を受けてゐる原因がどこにあるか。それは国内で受けてゐると同性質のものが海外でもあ

るわけですね。それについて規制をするということ

は政府としては考えないのですか。

○大平内務大臣 そこがまたあなたと意見が違ふのです。一つの世界政府がありまして、それでそこはこうすべきでない、あつすべきでないという立場でいろいろやるのなら、あなたの言うような立論が成り立つと思ひますけれども、今日の世界は非常に進んだ国もあればおくれた国もございませうし、資金の高い国もあれば安い国もあるし、失業が少ない国もあれば多い国もあるわけでございます。そういう中で、たとえば企業が進出してまいるという場合に、郷に入れば郷に従へで、その国の労働立法、その国の環境立法、そういうものを守つて、そしてその国の中で雇用の機会をつくつて、その国の社会にとけ込んでいけばいいことじやないかと思ふのでございまして、日本に比べてあるいは資金が安いからそこへ行くことはいいけないなどということは、私はちよつとおかしい論理じやないかという感じがするのであります。

問題は、相手国の政策に中立でなければならぬと思ふのでございまして、相手国の立場になつて日本がいろいろ家父長的なおせっかひをやつてはならないかと思ふのです。あなたの言われることを延長していくとそうなるのじやないかと思ふのです。環境の問題にいたしましても、チープレーバの問題にいたしましても、それは相手国が相手国の立場に立ちまして、相手国の置かれた条件のもとで、そこに日本の企業が一つの評価と尊敬を受けるような存在であれば、私はそれでよろしいのじやないかと考えるわけでございませう。

それからまた、わが国の経済進出についてはいろいろな批判があるわけでございまして、私は、これがなくなるなどということは、そんなに甘いことは考えてゐないのです。たとえば日本の企業が進出してゐる雇用機会ができた人は喜ぶし、依然としてまだ失業で雇用の機会が得られない人は非常に不満を持つてゐるわけでございませうし、日本の

商社が出ていつて近代的な商法をやることによつて、旧来の商法をやつておつた人が心よいはずはないのでありまして、問題はその国の中で進歩を考へていく場合に、前進的にその国の社会、その国の体制の中でどういふ手順を踏んでその国のためになることを考へるかというように考へていくべきじやないかと思ふのでありまして、何もかも進出する側に立つて、全部考へてこつするあつるなどということになりますと、相手国の主権、自主性を侵すことにもなるのじやないかということとを私はむしろおそれるのであります。

また、アメリカが世界であまり評判がよくないといふのも、アメリカの経済的プレゼンスといふものがあるいは軍事的プレゼンスといふもの自体に第一圧迫感を感じるわけで、アメリカがいかにかいいことをしても、これは人間ですから、あまりそれを快く受けないと思ふのです。アジアにおける日本の経済的プレゼンスといふものも若干似たやうなところがあるのじやないかと思ふのであります。

経済進出をやる上におきましてはいろいろな非難はつきものだと私は思ひますけれども、その場合、いま申し上げたやうな相手国の立場に立つて、相手の国の政策、行き方を尊重しながら、そこでその社会に定着し、愛されるやうなものになるやうにふうしていけば、ますますそれが考えられ得る現実的な姿のものになるのじやないかといふように私は考へるわけでございませう。

○松本(善)委員 その国の法律を守る、これはあたりまえの話であつて、その進出をする相手の国に對してどういふ法律をつくれとか何とかといふことを言ふと言つておるわけじやありません。問題は、その進出している企業や何かが法律違反だといふことで問題になつてゐるという例よりは、そうではないけれども全体として日本に對しての、海外進出が経済侵略であるとかもうけだけを考へておるとかといふ形の批判が起つてゐるのが現状だと思ふのです。そうだとすれば、それは相手国の法律にまかし

ておけばいいのだということでは済まないのじゃないか。日本の政府としてそういう海外進出をする企業に対して規制を考へるということは、相手国に迷惑をかけるというようなこと、いろいろな形で有形無形の被害を与えないということについての規制を考へるのは当然ではないですか。そういうことを考へることが内政干渉になる、こういう御意見ですか。

○大平国務大臣 そういうことを私は否定しているわけじゃないのです。相手国のお立場、相手国の政策、相手国の法令を尊重し、相手国の慣行、そういうようなものも十分念頭に置いて、それにとけ込んでいくことをまず考へなければならぬことは当然のことと思うのであります。しかし、そのことを通じてわれわれがまたそこで経済的な支配、経済的な覇権をがむしやに求めるということであつてはいけないので、そういうことをやらないうで當々として事業をやつておることに對しまして、格段非難を受ける必要はないと思うのです。

経済的プレッセン自体が往々にして反感を呼ぶことになるケースが多いということを申し上げておるわけでごさいます。むしろそういうことにおびえて、萎縮してしまつたらいかぬのではないかと私は考へるわけでごさいます。われわれのマナー、エチケットは非常に大事だと思つてはあなと全く同感だし、かの国におきまして、相手国におきまして、相手国の立場、相手国の法令を尊重していくということでもあなと一致するところでごさいます。そしてわれわれが経済的な覇権をがむしやに追求するということやなことでなくて、まじめに事業をやつてまいる以上は、別に私は悪いことをしておるとは思わないのであります。経済的プレッセン自体が往々にして反感を呼ぶものであるということは忘れてならぬことではないかということをおし上げておるわけですよ。

○松本(善)委員 今国会でたびたび議論になりましたが、反社会的な企業に対する融資規制という

昭和四十九年五月二十一日印刷

昭和四十九年五月二十二日発行

ことが国内でも問題になりました。海外進出をする企業でそういう反社会的な行為をしたものについて、これを社会的に規制するというようなことは考へない、こういうお話でごさいます。どうか。

○大平国務大臣 反社会的な企業とは何ぞやといううなことになるかと、これまた判定が非常にむずかしい問題じゃないかと思うので、私自身その問題についていろいろ検討したことはないのではありませんが、それぞれの企業も世に信用をもつて立つておるわけでごさいますから、反社会性を持った企業であるというく印を押されることは非常にフェイタルなことであると思うのです。したがつて、何をもちつて反社会性を持つたものであるかということがまず究明されなければならぬと思つてございます。それがみんなのコンセンサスを得て、確かにこういうものはいけないというゼネラルコンセンサスが得られるようなものができ上るとすれば、それは確かに海外進出企業につきましても考へなければならぬことであると思ひます。

○松本(善)委員 一部の進出しておる企業のために日本人全体が非難をされておるというのがいまの实情であります。総理大臣が行つたときの非難を思ひ起こすならば、私は早急にその検討をしなければならぬのではないかと申すのです。外務大臣、そういうことを考へようというお考えはありますせんか。

○大平国務大臣 田中総理の東南アジア訪問をめぐつて起きましたデモその他をどのように見るかという見方は、私は私なりに持つておるのであります。あれを非常にエモーショナルに受けて、端的に受けた議論が多うございますけれども、東南アジアの社会自体に内在するいろいろな問題があるし、現地の政治状況自体の問題もございますし、日本に向けておるデモの姿をとつておりましても、実態はそこにはけ口を求めておるような場合もございます。あれをどのように整理していくかというのは、私も外務省にとりましても大きな課題でございまして、みんなで静かに検討を

昭和四十九年五月二十二日発行

いたしておるところでございます。しかしながら、わが国の経済進出につきましても問題がないと私は決して言わないわけでごさいます。相当問題性をはらんでおると思うのでございまして、それは十分考へていかなければならぬと思ひます。しかし、それはまず立法措置等でやれるような性質のものではなくて、第一義的にはやはり進出企業自体に十分考へていただかなければならぬことが非常に多いわけでごさいますので、経済界におかれていろいろコード・オブ・ビヘービアといううなものをおつくりになつて自制するのだと言つておられますけれども、まず政府がいろいろなことをやる前にそういうことが第一必要じゃないかと思つております。

それから、政府がお世話をするにつきましても、これはいわば行政指導をどういう範囲でどういう方法でやつてまいることが実際のであり効果的であるかという点を賢明に判断していかなければいかぬと思つてございまして、政府はまずそういうことに配慮するわけでごさいます。対外経済進出規制について強権的な手段を私は考へるといううなことは、あまりりこうなやり方ではないのではないかと。あまり効果的なものとは私は考へていないのであります。まず業界の自制、それから役所の賢明な行政指導、そして官民の間の諒解のとれたタイアップといううなものが一番望ましいのではないかと私は考へております。

○松本(善)委員 いろいろ伺いましたが、やはり私は大臣の答弁について納得できない点がたくさんあります。やはりアメリカの対外政策の一環になつておるという点であります。か、大企業の海外進出を擁護する結果になる、こういうやり方が改まらない限り、基本路線が変わらない限り、私は日本の海外進出についての非難というのは消えないのじゃないか。それは部分的に外務大臣もお認めになつた。非難をする人もある、それについてあまりおそれなくてもいいという趣旨の発言をされたということは、これは注目すべきことであるというふうに思つておるわけですが、そう

昭和四十九年五月二十二日発行

いうやり方では、やはり今後の日本の海外援助は私は正しくないというふうに考へます。きょうはこの程度の質問にして、一応これで質問を終わります。

○木村委員長 次回は、来たる十日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局